

第3 国民保護関係

国民保護

(1) 石川県国民保護計画の策定

ア 目的

石川県国民保護計画は、武力攻撃事態等において、武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を保護し、住民の生活や経済活動に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処措置など国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的とする。

(これまでの経緯等)

- ・平成16年9月：国民保護法施行
- ・平成17年3月：「国民の保護に関する基本指針」策定（政府）
- ・平成17年3月：「石川県国民保護対策本部及び石川県緊急対処事態対策本部条例」及び「石川県国民保護協議会条例」制定
- ・平成18年1月：「石川県国民保護計画」作成
- ・平成19年3月：「市町国民保護計画」作成完了

イ 石川県国民保護計画のポイント

(ア) 計画作成にあたっての基本的考え方

- a 国の定めた基本指針に基づき、「都道府県国民保護モデル計画」を基本に、本県の計画作成するとともに、任意的記載事項とされているものについても積極的に盛り込んだ。
 - ・緊急事態対策室の設置（初動体制の確保）
 - ・公共施設等における安全確保
 - ・関係法令の規定事項の記載、イメージ図の多用等分かりやすいものとするための工夫 など
- b 計画作成にあたって、本県の地域特性に特に配慮した。
 - ・日本海に突出した能登半島、長い海岸線、冬期の積雪等の自然条件
 - ・志賀原子力発電所、七尾国家石油ガス備蓄基地の立地 など

(イ) 平素からの備え

- a 日本海に面し、背後を白山などの高い山に囲まれているという本県の地理的特性を考慮し、隣県（富山県、福井県、岐阜県）との連携体制を強化するよう明記した。
- b 別途避難マニュアルを作成するなど、必要な資料を準備することとした。

(ウ) 初動体制の確保

初動体制として、注意配備体制、警戒配備体制をとるとともに、県国民保護対策本部設置前の段階においても、事態の状況に応じて、緊急事態対策室を設置し、迅速な対応を行うこととした。

(エ) 本県の地域特性への配慮

- a 長い海岸線を有することへの配慮
 - ・長い海岸線を有する等の地域特性から、県警察、市町等と連携し、海岸における不審者情報等の通報体制の整備に努めることとした。

- b 日本海に突出した能登半島を有することへの配慮
 - ・避難にあたっては、状況に応じて、海上保安庁、自衛隊、県警察、関係市町、運送事業者等と連携して、住民の避難のための船舶や航空機等交通手段を確保することとした。
- c 冬期の積雪への配慮
 - ・避難にあたっては、避難経路や交通手段が限定され、移動に長時間を要することや基幹道路の除雪状況を確認する必要があることなどに留意することとした。
- d 志賀原子力発電所に係る武力攻撃原子力災害への対処
 - ・石川県地域防災計画（原子力防災計画編）に定められた措置に準じて対応するとともに、国の対策本部と連携し、正確な情報の収集・伝達を行い、専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けた避難の実施や応急対策の実施体制の迅速な確立を図ることとした。
 - ・経済産業大臣に対して、原子炉の運転停止等の措置を命ずるよう要請するとともに、直接、原子力事業者に対して、原子炉の運転停止等の措置を要請することとした。
- e 七尾国家石油ガス備蓄基地に係る武力攻撃災害への対処
 - ・石川県石油コンビナート等防災計画に基づき対処するとともに、生活関連等施設に関する措置、危険物質等の取扱所に関する措置も講ずることとした。

(2) 国民保護に関する主な取組概況

ア 石川県国民保護協議会の開催

- ・平成 17 年 5 月 25 日 計画案の基本的な考え方に係る審議
- ・平成 17 年 10 月 7 日 計画案の諮問、審議
- ・平成 17 年 12 月 16 日 計画案の審議、了承
- ・平成 18 年 4 月 27 日 県の主な取組等について報告
- ・平成 21 年 5 月 21 日 計画変更案の諮問、審議、了承

イ 石川県国民保護計画（案）に対するパブリックコメントの募集

- ・募集期間：平成 17 年 10 月 17 日～11 月 18 日
- ・意見件数：101 件（33 人）

ウ 石川県国民保護計画の作成

- ・平成 17 年 12 月 27 日 国（内閣総理大臣）への正式協議
- ・平成 18 年 1 月 20 日 石川県国民保護計画の閣議決定・作成
- ・平成 18 年 1 月 24 日 県議会（厚生環境委員会）への報告及び公表
- ・平成 22 年 3 月 19 日 石川県国民保護計画の変更の閣議決定、県議会への報告及び公表

エ 各種マニュアルの作成

(ア) 石川県国民保護計画避難マニュアルの作成

- ・避難実施手順書としての避難マニュアル作成

(イ) 石川県国民保護計画情報収集・伝達マニュアルの作成

- ・情報伝達実施手順書としての情報収集・伝達マニュアル作成

(ウ) 石川県国民保護計画輸送マニュアルの作成

- ・輸送実施手順書としての輸送マニュアル作成

- (エ) 石川県国民保護計画救援マニュアルの作成
・救援実施手順書としての救援マニュアル作成

オ 市町国民保護計画の作成

- ・平成 18 年 5 月 24 日 市町国民保護計画作成担当者研修会の開催
- ・平成 19 年 1 月 17 日 小松市、輪島市、加賀市、白山市、宝達志水町（5 市町）の作成完了
- ・平成 19 年 2 月 14 日 金沢市、七尾市、かほく市、能美市、川北町、野々市町、能登町（7 市町）の作成完了
- ・平成 19 年 3 月 1 日 珠洲市、羽咋市、津幡町、内灘町、志賀町、中能登町、穴水町（7 市町）の作成完了

(3) 石川県危機管理フォーラムの開催

ア 開催日時

平成 25 年 2 月 10 日（日）13:30～15:30

イ 開催場所

石川県地場産業振興センター新館 コンベンションホール

ウ 参加者

約 340 人

エ 主催・後援

主催 石川県

後援 消防庁

オ 基調講演

講演者 古賀 幹徳（消防庁防災課国民保護運用室長）

演 題 「国民保護のしくみと万が一の事態への備え」

カ 特別講演

講演者 室崎 益輝（関西学院大学教授）

演 題 「大震災に学ぶこれからの防災のあり方」

(4) 石川県国民保護訓練の実施

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 42 条では、県知事、市町長等は、国民保護計画の定めるところにより、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならないとなっている。

平成 24 年度中に実施された国民保護訓練の概要については以下のとおり。

ア 目的

国民保護法及び石川県国民保護計画等に基づき、県・市町・関係機関の職員の参加のもと、国民保護事案を想定した図上訓練を実施し、訓練参加者の国民保護措置に対する対応能力の向上及び関係機関相互の連携強化を図る。

イ 実施日時

平成 25 年 1 月 30 日（水）13 時 30 分～16 時 45 分

- ウ 実施場所
石川県庁、かほく市役所
- エ 主催
石川県
- オ 参加協力機関及び参加人数
9 機関 約 130 人
石川県、かほく市、かほく市消防本部、石川県警察本部、金沢海上保安部、陸上自衛隊第14普通科連隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部、航空自衛隊第6航空団、自衛隊石川地方協力本部
- カ 事態（訓練）想定
テロ組織により、かほく市内において爆発物や化学剤を使用した大規模テロが発生する。
- キ 主な訓練内容
事案発生から国の事態認定を受け、県の緊急対処事態対策本部が設置されるまでの間における初動対応に係る訓練を実施する。
 - ・情報収集・伝達訓練（被害情報の収集など）
 - ・対策立案訓練（避難対象地域、避難先、避難手段の検討など）

（参考）国民保護訓練実施状況（H18年度から実施）

H18	H19	H20
実動	実動	図上
平成18年10月29日（日）	平成19年11月11日（日）	平成20年11月21日（金）
金沢港石油基地、ふ頭	七尾国備基地、七尾港	県庁、小松市役所
54機関 617人	52機関 807人	28機関 240人
情報伝達訓練 緊急対処事態本部設置 現地災害対処訓練 現地調整所設置訓練 避難誘導訓練	情報伝達訓練 警報等伝達訓練 現地災害対処訓練 現地調整所設置訓練 避難誘導訓練	初動対処訓練 緊急対処事態本部設置

H21	H22	H23
実動（国との共同）	図上	図上
平成21年11月8日（日）	平成22年10月5日（火）	平成23年12月15日（木）
県庁、七尾国備基地、七尾港	県庁	県庁
93機関 1,000人	11機関 約50人	11機関 約130人
対策本部設置・運営 災害対処訓練 避難誘導訓練	情報収集・伝達訓練 対策立案訓練	情報収集・伝達訓練 対策立案訓練 対策本部設置・運営

第 4 航空消防防災關係

航空消防防災体制

(1) 消防防災ヘリコプター「はくさん」導入の経緯

平成元年3月、消防審議会は、消防庁長官に対し「21世紀初頭までに各都道府県において積極的にヘリコプターの整備を推進し、これを活用する。」旨の答申を行った。これを受けて、消防庁は平成5年3月、各都道府県に対して、「航空消防防災体制整備計画を策定し、今後5年程度を目途に導入を図る。」旨の通知を行った。

また、平成7年1月の阪神・淡路大震災においては、消防防災ヘリコプターが重傷患者等の救急搬送、食料品・医薬品等の物資輸送、救助隊員・医師等の人員搬送、上空からの情報収集にその機動力を発揮し、その必要性が改めて認識された。

県においては、国の指導及び阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、平成7年6月、「消防防災ヘリコプター導入検討委員会」を設置し、審議を重ねた結果、平成8年2月、「消防防災ヘリコプターの導入に関する報告書」が取りまとめられた。

その後、運航開始に向けて、機種選定、管理運航体制、航空隊の編成等の諸準備を行い、平成9年4月1日、小松空港内に航空消防防災室を設置するとともに消防防災航空隊を発足させ、同年4月23日から運航を開始した。

(2) 「はくさん」の運航体制（平成25年4月1日現在）

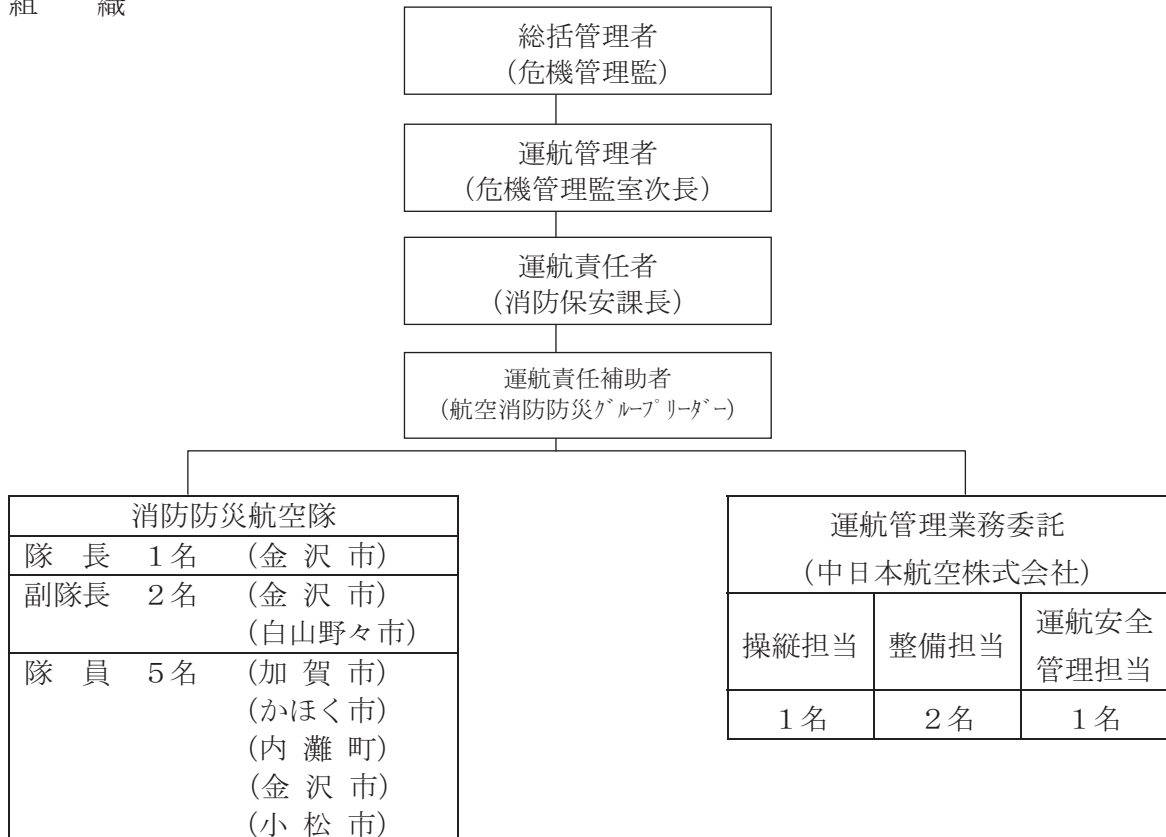
ア 運航基地

小松市浮柳町 小松空港内

「石川県危機管理監室消防保安課航空消防防災グループ」

(TEL:0761-24-8930 FAX:0761-24-8931)

イ 組織



158表 消防防災ヘリコプター「はくさん」の概要

型 式	ベル式412EP型	
機 名	はくさん	
国籍及び登録記号	JA893F	
機 体	製 造 者	ベル・ヘリコプター・テキストロン社 (米国)
	全 長	17.1m
	全 幅	14.0m (メインローター径)
	全 高	3.5m
座 席 数	乗 務 員	2名
	機 内 搭 乗 者	13名
重 量	最 大 全 備 重 量	5,398kg
	空 虚 重 量	3,538kg
	有 効 搭 載 量	1,815kg
エ ン ジ ン	製 造 者	プラット・アンド・ホイットニー社 (カナダ)
	型 式	PT6T-3D型 (双発タービンエンジン)
	出 力	900馬力×2
性 能	最 大 速 度	232km/h
	巡 航 速 度	200km/h
	航 続 距 離	700km
	航 続 時 間	3.1h
	実 用 上 昇 限 度	5,029m
	許 容 最 大 風 速	18m/s
燃 料	使 用 燃 料	JET A-1
	タ ン ク 容 量	1,251ℓ
	増 槽 タ ン ク 容 量	309ℓ
	消 費 量	401ℓ/h
装 備 等	カ ー ゴ フ ッ ク	吊り下げ能力2,041kg
	ホ イ ス ト	吊り上げ能力272kg/ケーブル長76m
	投 光 装 置	光度3,000万カンデラ
	ド ロ ッ プ タ ン ク	容量1,225ℓ
	消 火 バ ケ ッ ト	容量1,000ℓ
	担 架	救急医療用ベッド
	担 架 装 置	搬送用担架装置 (3名)
	機 外 拡 声 器 装 置	出力 700W

(3) 平成24年度中の消防防災航空隊の活動状況

平成24年度中における活動状況は、総数209回（263時間48分）で、緊急運航が44回（65時間37分）、通常運航が165回（198時間11分）となっている。

月	区分	緊急運航					小計	通常運航				小計	合計
		救助活動	救急活動	火災防 御活動	災害応急 対策活動	広域応 援活動		災害予 防活動	訓練 活動	一般行 政活動	その他 活動		
4月	回数	5	1(1)				6(1)		9			9	15(1)
	時間	11:23	4:24				15:47		11:38			11:38	27:25
5月	回数	6	3(1)				9(1)		15			15	24(1)
	時間	9:52	3:14				13:06		20:30			20:30	33:36
6月	回数	2	1(1)				3(1)	2	5		1	8	11(1)
	時間	1:49	0:35				2:24	1:15	6:24		1:02	8:41	11:05
7月	回数												
	時間												
8月	回数	4	1(2)			1	6(2)	7	13		7	27	33(2)
	時間	7:43	0:36			0:55	9:14	4:33	15:45		5:56	26:14	35:28
9月	回数		2				2	7	13			20	22
	時間		1:32				1:32	7:56	17:12			25:08	26:40
10月	回数	3	1(2)				4(2)	10	10	1	2	23	27(2)
	時間	4:59	0:24				5:23	8:18	14:01	1:21	1:50	25:30	30:53
11月	回数	2	1(1)			1	4(1)	3	10			13	17(1)
	時間	2:16	0:43			3:31	6:30	3:41	14:27			18:08	24:38
12月	回数							1	9			10	10
	時間							1:07	12:24			13:31	13:31
1月	回数		1(1)			3	4(1)		11		1	12	16(1)
	時間		0:38			2:59	3:37		14:18		0:05	14:23	18:00
2月	回数		1				1		7		1	8	9
	時間		1:32				1:32		9:47		0:43	10:30	12:02
3月	回数	1	4				5	2	5		13	20	25
	時間	2:59	3:33				6:32	0:47	5:44		17:27	23:58	30:30
合計	回数	23	18(9)	0	0	5	44(9)	32	107	1	25	165	209(9)
	時間	41:01	17:11	0:00	0:00	7:25	65:37	27:37	142:10	1:21	27:03	198:11	263:48

※救急活動中の（ ）は救助事案から救急事案へ引き継いだ救急活動件数

<参考：平成23年度の活動状況>

月	活動	緊急運航					小計	通常運航				小計	合計
		救助活動	救急活動	火災防 御活動	災害応急 対策活動	広域応 援活動		災害予 防活動	訓練 活動	一般行 政活動	その他 活動		
合計	回数	21	4(7)	1	0	7(2)	33(9)	31	116	1	24	172	205(9)
	時間	42:21	3:30	1:45	0:00	13:32	61:08	33:37	149:43	1:22	28:10	212:52	274:00

※救急活動中の（ ）は救助事案から救急事案へ引き継いだ救急活動件数

ア 緊急運航

平成24年度中における緊急運航は44回で、その内訳は、救助活動が23回（うち救出後病院搬送9回）、救急活動が18回、広域航空応援活動が5回となっている。

災害No.	統計No.	種別	出動日時 飛行時間	発生場所	活動概要	要請機関
1	1	救助 (山岳)	4月8日(日) 9時38分 0時間23分	金沢市倉ヶ嶽地内	62歳男性が、倉ヶ嶽を登山中、胸痛を訴え意識消失。その後、CPA状態となり救助要請してきたもの。 ※ 60歳代男性が同行していたが、自力下山。	金沢市消防局
	2	救急 (急病)	4月8日(日) 0時間19分		隊員1名が降下、傷病者をAEDシステムにてピックアップ。その後、鞍月セントラルパークで金沢消防救急隊に引き継ぐ。 ※ 搬送先：石川県立中央病院	
2	3	救助 (水難) (捜索)	4月16日(月) 11時06分 2時間54分	珠洲市禄剛崎沖3.1海里付近	男性2名が乗船した漁船が転覆、内1名は海上保安庁の潜水士が船内で発見。もう1名にあっては行方不明となり捜索を要請してきたもの。 ※現場付近を捜索するも発見に至らず帰投する。	奥能登広域圏事務組合消防本部
3	4	救助 (水難) (捜索)	4月17日(火) 10時46分 2時間42分	珠洲市禄剛崎沖3.1海里付近	男性2名が乗船した漁船が転覆、内1名は海上保安庁の潜水士が船内で発見。もう1名にあっては行方不明となり捜索を要請してきたもの。 ※災害No.2同事案・未発見	奥能登広域圏事務組合消防本部
4	5	救助 (水難) (捜索)	4月18日(水) 10時39分 2時間05分	珠洲市禄剛崎沖3.1海里付近	男性2名が乗船した漁船が転覆、内1名は海上保安庁の潜水士が船内で発見。もう1名にあっては行方不明となり捜索を要請してきたもの。 ※ 災害No.3同事案・未発見	奥能登広域圏事務組合消防本部
			4月18日(水) 14時11分 2時間01分			
5	6	救急 (転院搬送)	4月25日(水) 8時55分 4時間24分	金沢大学附属病院	未熟児網膜症の乳児(1ヶ月、男児)に専門の緊急手術を行うため、国立成育医療研究センター(東京都)まで転院搬送する。 陸上自衛隊金沢駐屯地で乳児と医師2名計3名を搭乗させ、国立成育医療研究センターヘリポートで同センター医師に引き継ぐ。	金沢市消防局

災害 No.	統計 No.	種別	出動日時 飛行時間	発生場所	活 動 概 要	要請機関
6	7	救 助 (水難)	4月29日(日) 15時14分 0時間59分	珠洲市三崎 町小泊沖 (陸地から 200m 沖)	漁船が転覆し、数名が船に掴まっている状態と のことで救助要請してきたもの。 ※15時40分頃、七尾市上空を飛行中、地元漁 船が要救助者を確保したとの連絡を珠洲消防 署から受け、途中帰投する。	奥能登広域 圏事務組合 消防本部
7	8	救 助 (里山) (搜索)	5月7日(月) 10時40分 0時間45分	七尾市能登 島曲町地内	グループホーム入居の73歳男性が、7日午前 4時頃に行方不明となり、搜索を要請してきたも の。 ※11時00分頃、羽咋市上空を飛行中、地上隊 が要救助者を確保したとの連絡を七尾鹿島広 域圏事務組合消防本部から受け、途中帰投す る。	七尾鹿島広 域圏事務組 合消防本部
8	9	救 急 (一般負傷)	5月8日(火) 12時09分 0時間47分	白山市白峰 地内	11時40分頃、市ノ瀬付近の山林で山菜採り をしていた49歳男性が熊に襲われ手足を負傷 し要請してきたもの。 白峰温泉スキー場第3駐車場で、白山野々市消 防白峰救急隊からバックボードに固定済の傷病 者1名と家族1名、及び救急救命士1名を搭乗さ せ、酸素投与及びバイタルサインの継続観察を 行いながら鞍月セントラルパークまで搬送、金沢 消防金石救急隊に引き継ぐ。 ※ 搬送先：石川県立中央病院	白山野々市 広域消防本 部
9	10	救 助 (水難) (搜索)	5月11日(金) 11時17分 1時間23分	小松市木場 潟周辺	10日13時頃、82歳男性が自宅を出たまま 帰らず、行方不明となり搜索を要請してきたも の。 ※現場付近を搜索するも発見に至らず帰投する。	小松市消防 本部
10	11	救 助 (水難) (搜索)	5月12日(土) 9時00分 1時間24分	小松市木場 潟周辺	10日13時頃、82歳男性が自宅を出たまま 帰らず、行方不明となり搜索を要請してきたも の。 ※災害No.9同事案・未発見	小松市消防 本部
11	12	救 急 (急病)	5月14日(月) 10時08分 1時間48分	輪島市海士 町 舳倉島	68歳女性が、素潜り漁中に意識消失し船上に いた夫に引き上げられ、舳倉島医師が診察したと ころ脳血管障害の疑いととのことで、高次医療機 関への搬送が必要となり要請してきたもの。 舳倉島で傷病者1名と医師1名及び家族1名の 計3名を搭乗させ、鞍月セントラルパークで金 沢消防救急隊に引き継ぐ。 ※ 搬送先：石川県立中央病院	奥能登広域 圏事務組合 消防本部

災害 No.	統計 No.	種別	出動日時 飛行時間	発生場所	活 動 概 要	要請機関
12	13	救 急 (急 病)	5月17日(木) 13時41分 0時間39分	白山市中宮 地内	<p>72歳女性が、今朝10時頃から腹痛を訴え午後になって救急要請し、救急隊の観察結果から早期に高次医療機関への搬送が必要となり要請してきたもの。</p> <p>一里野温泉スキー場第5駐車場で、白山野々市消防白山救急隊からエアーストレッチャーに固定済の傷病者1名と救急救命士1名を搭乗させ、酸素投与及びバイタルサインの継続観察を行いながら鞍月セントラルパークまで搬送、金沢消防金石救急隊に引き継ぐ。</p> <p>※搬送先：石川県立中央病院</p>	白山野々市 広域消防本部
13	14	救 助 (山 岳)	5月19日(土) 9時37分 0時間44分	金沢市二又 新町地内	<p>64歳男性が、山菜採りのため山に入ったところ崖から転落(約30m)し、救助要請してきたもの。</p> <p>※60歳代男性が同行していたが、自力下山。</p>	金沢市消防 局
	15	救 急 (一般負傷)	5月19日(土) 0時間21分		<p>隊員1名が降下、傷病者をショートボードに固定しRストラップでピックアップ。その後、酸素投与及びバイタルサインの継続観察を行いながら鞍月セントラルパークまで搬送、金沢消防金石救急隊に引き継ぐ。</p> <p>※搬送先：石川県立中央病院</p>	
14	16	救 助 (里山) (捜索)	5月20日(日) 8時17分 2時間30分	能登町字宇 出津地内	<p>19日15時頃、84歳女性が行方不明となり捜索を要請してきたもの。</p> <p>※現場付近を捜索するも発見に至らず帰投する。</p>	奥能登広域 圏事務組合 消防本部
15	17	救 助 (里山) (捜索)	5月21日(月) 5時59分 2時間45分	能登町字宇 出津地内	<p>19日15時頃から、84歳女性が行方不明となり捜索を要請してきたもの。</p> <p>※災害No.14同事案・21日の7時40分、地上隊にて発見される。</p>	奥能登広域 圏事務組合 消防本部
16	18	救 急 (一般負傷)	6月1日(金) 8時56分 0時間35分	白山市河内 町内尾地内	<p>64歳男性が2階の屋根から転落、頭部外傷のため、救急隊の観察結果から高次医療機関への搬送が必要となり要請してきたもの。</p> <p>千丈温泉セイモアスキー場第3駐車場で、白山野々市消防白山救急隊からバックボードに固定済の傷病者1名と救急救命士1名を搭乗させ、酸素投与及びバイタルサインの継続観察を行いながら鞍月セントラルパークまで搬送、金沢消防西救急隊に引き継ぐ。</p> <p>※搬送先：石川県立中央病院</p>	白山野々市 広域消防本部

災害 No.	統計 No.	種別	出動日時 飛行時間	発生場所	活 動 概 要	要請機関
17	19	救 助 (水難)	6月4日(月) 15時30分 0時間44分	羽咋市滝町 滝港第二防 波堤灯台付 近	76歳男性が素潜り漁中(ワカメ採り)に浮上してこない為、防波堤で釣りをしていた人が救助要請してきたもの。 ※15時51分頃、上空到着後、地元消防の水難救助隊が潜水し要救助者を発見確保したとの連絡を受け、帰投する。	羽咋郡市広域圏事務組合消防本部
18	20	救 助 (山岳)	6月8日(金) 14時30分 0時間44分	白山市中宮 地内	45歳男性が高倉山を登山中、脱水症状を起こし自力歩行不能となり救助要請してきたもの。 隊員1名が降下、傷病者をRストラップにてピックアップ。その後、白山野々市広域消防本部場外離着陸場で松任救急隊に引き継ぐ。 ※搬送先：公立松任石川中央病院	白山野々市広域消防本部
	21	救 急 (急病)	6月8日(金) 0時間21分			
19	22	救 急 (交通事故)	8月12日(日) 16時08分 0時間36分	白山市中宮 地内	白山スーパー林道料金所から岐阜側に約500m位のところで、車が崖下約5m転落し横転、2名は自力で脱出しよう2名にあっては重傷でその内の1名を高次医療機関へ搬送してほしいとのことで要請してきたもの。 一里野温泉スキー場第5駐車場で、白山野々市消防野々市救急隊からバックボードに固定済の傷病者1名と救急救命士1名を搭乗させ、機内で酸素投与及びバイタルサインの継続観察を行っていたがC P Aに移行したためC P Rを実施しながら鞍月セントラルパークまで搬送、金沢消防金石救急隊に引き継ぐ。 ※搬送先：石川県立中央病院	白山野々市広域消防本部
20	23	救 助 (水 難)	8月16日(木) 13時58分 0時間41分	白山市白峰 地内	61歳男性が宮谷川で溪流釣り中、孫の14歳男性(中学3年生)が滝壺で溺れ、それを助けようとして入水した祖父も溺れ、両名ともC P A状態となり救助要請してきたもの。 隊員2名が降下、61歳男性をエバックハーネスにてピックアップ。その後、鞍月セントラルパークで金沢消防救急隊に引き継ぐ。 ※搬送先：石川県立中央病院	金沢市消防局
	24	救 急 (一般負傷)	8月16日(木) 0時間29分		※14歳男性(中学3年生)は福井県防災航空隊が石川県立中央病院に搬送。	

災害 No.	統計 No.	種別	出動日時 飛行時間	発生場所	活 動 概 要	要請機関
21	25	救 助 (山岳) (搜索)	8月19日(日) 8時03分 1時間03分	加賀市我谷 町地内(富 士写ヶ岳)	18日に富士写ヶ岳に入山した71歳男性が、 道に迷い下山できなくなり搜索を要請してきた もの。 加賀消防山地救助隊員4名を山中野球場で搭乗 させ、富士写ヶ岳山頂に現場投入する。その後、 上空から搜索するも発見に至らず帰投する。 ※10時14分に地元消防が71歳男性を発見、 確保する。自力歩行可能とのことで介添えしな がら下山する。	加賀市消防 本部
	26	救 助 (山岳)	8月19日(日) 10時54分 0時間32分	加賀市我谷 町地内(富 士写ヶ岳)	71歳男性が富士写ヶ岳を地元消防の介添え で下山中、体調不良を訴え自力歩行不能となり救 助要請してきたもの。 富士写ヶ岳山頂で隊員2名が降下、傷病者をR ストラップにてピックアップ。その後、加賀消防 山地救助隊員1名をQストラップでピックアッ プし、山中球場場外離着陸場で山中救急隊に引き 継ぐ。 ※ 搬送先：山中温泉医療センター	加賀市消防 本部
	27	救 急 (急病)	8月19日(日) 0時間12分			
22	28	救 助 (山岳) (搜索)	8月21日(火) 13時10分 1時間23分	羽咋郡宝達 志水町紺屋 町地内 (宝達山)	11時30分頃、社会福祉法人施設職員1名と 施設通所者7名(大人2名、子供5名)で宝達山 へドライブに訪れ、子供1名を施設職員がトイレ に連れて行っている間に、17歳男性が車から逃 げ出し行方不明となり搜索を要請してきたもの。 ※現場付近を搜索するも発見に至らず帰投する。 ※18時10分、宝達山雄池で水遊びをしている ところを地上隊が発見し、確保する。	羽咋郡市広 域圏事務組 合消防本部
			8月21日(火) 15時22分 1時間33分			
			8月21日(火) 17時38分 0時間48分			
23	29	広域応援 救 助 (搜索)	8月22日(水) 11時46分 0時間55分	富山県小矢 部市福久地 内 (小矢部 川)	21日23時頃から73歳女性が行方不明と なり、自宅付近の小矢部川に入水している可能性 があるとのことで、搜索を要請してきたもの。 富山県ヘリが点検中につき、「消防防災ヘリコプ ター運航不能期間等における相互応援協定」に基 づき出動する。 ※小矢部川で要救助者を発見、地上隊で対応す る。	富山県
24	30	救 助 (水難) (搜索)	8月25日(土) 5時30分 1時間02分	能美市下清 水町地内 (手取川流 域)	24日10時頃から釣りに出かけた69歳男 性が、夜にあっては帰宅しないため、搜索を要請 してきたもの。 ※6時14分、地上隊にて発見される。	能美広域事 務組合消防 本部

災害 No.	統計 No.	種別	出動日時 飛行時間	発生場所	活 動 概 要	要請機関
25	31	救 急 (一搬負傷)	9月16日(日) 9時54分 0時間47分	白山市白峰 地内(白山 室堂センタ ー)	64歳女性が白山を登山中、五葉坂付近で転倒し頭部外傷及び鼻出血が止まらず、白山室堂センターまで同行者に搬送され救急要請してきたもの。 白山室堂平で、傷病者1名を搭乗させ、応急処置及びバイタルサインの継続観察を行いながら鞍月セントラルパークまで搬送、金沢消防駅西救急隊に引き継ぐ。 ※搬送先：石川県立中央病院	白山野々市 広域消防本 部
26	32	救 急 (急病)	9月29日(土) 9時51分 0時間45分	白山市白峰 地内(白山 室堂センタ ー)	登山客の58歳男性が白山室堂センター到着後、同センター屋外で倒れているのを、他の登山客に発見され、C P A状態とのことで救急要請してきたもの。 白山室堂平で、傷病者1名を搭乗させ、C P R及び口腔内の吸引を実施しながら鞍月セントラルパークまで搬送、金沢消防駅西救急隊に引き継ぐ。 ※搬送先：石川県立中央病院	白山野々市 広域消防本 部
27	33	救 助 (里山等)	10月14日(日) 10時55分 0時間33分	羽咋市鹿島 路町地内 (眉丈山)	84歳男性が、13日午後1時頃、山菜採りに出掛けたまま行方不明となり、捜索を要請してきたもの。 隊員1名が降下、傷病者をRストラップにてピックアップ。その後、眉丈台地スポーツ広場場外離着陸場で羽咋救急隊に引き継ぐ。 ※搬送先：公立羽咋病院	羽咋郡市広 域圏事務組 合消防本部
	34	救 急 (急病)	10月14日(日) 0時間51分		※10時06分頃、中能登町防災訓練参加のため上空を飛行中、羽咋郡市広域圏事務組合消防本部から捜索の要請を受ける。	
28	35	救 助 (里山等) (捜索)	10月15日(月) 7時間23分 2時間33分	能登町字滝 の坊地内	14日午後から、80歳男性が行方不明となり捜索を要請してきたもの。 ※現場付近を捜索するも発見に至らず帰投する。 ※16日7時14分、地上隊にて発見される。	奥能登広域 圏事務組合 消防本部

災害 No.	統計 No.	種別	出動日時 飛行時間	発生場所	活 動 概 要	要請機関
29	36	救 助 (山岳)	10月22日(月) 14時41分 0時間35分	白山市尾添 地内(岩間 温泉元湯付 近)	13時頃、76歳男性が岩間温泉元湯付近の登山道を下山中、沢に滑落する(約30m)のを近くを登山していた人が目撃し、麓の山崎旅館へ駆け込み、救助要請してきたもの。	白山野々市 広域消防本 部
	37	救 急 (一搬負傷)	10月22日(月) 0時間27分		隊員1名が降下、傷病者をRストラップにてピックアップ。その後、陸上自衛隊金沢駐屯地で泉野救急隊に引き継ぐ。 ※搬送先：金沢大学附属病院	
30	38	救 急 (急 病)	10月27日(土) 16時11分 0時間24分	白山市尾添 地内	岩間温泉山崎旅館の浴槽内で、84歳男性が湯船に顔が浸かった状態で発見され、心肺停止状態のため救急搬送要請してきたもの。 一里野温泉スキー場第5駐車場で、白山野々市消防白山救急隊からバックボードに固定された傷病者1名と家族1名及び救急救命士1名を搭乗させ、AEDパットを装着しCPRを継続しながら小松空港まで搬送、小松消防救急隊に引き継ぐ。 ※搬送先：小松市民病院	白山野々市 広域消防本 部
31	39	救 急 (自損行為)	11月3日(土) 8時52分 0時間43分	金沢市中戸 町地内	内川虹の橋(高さ約80m)から飛び降りた36歳男性を、高次医療機関へ救急搬送要請してきたもの。 石川県埋蔵文化財センター駐車場で、金沢消防泉野救急隊からバックボードに固定された傷病者1名と医師1名を搭乗させ、機内でCPRを実施しながら鞍月セントラルパークまで搬送、金沢消防西救急隊に引き継ぐ。 (機内で除細動2回実施) ※搬送先：石川県立中央病院	金沢市消防 局
32	40	救 助 (山岳)	11月4日(日) 13時43分 0時間29分	白山市河内 町地内 (奥三方山 かがみ池付 近)	58歳女性が奥三方山を登山中に転倒し右足を負傷、自力歩行不能となり救助要請してきたもの。	白山野々市 広域消防本 部
	41	救 急 (一搬負傷)	11月4日(日) 0時間22分		隊員1名が降下、傷病者をRストラップにてピックアップ。その後、白山野々市広域消防本部場外離着陸場で松任救急隊に引き継ぐ。 ※搬送先：公立松任石川中央病院	

災害 No.	統計 No.	種別	出動日時 飛行時間	発生場所	活 動 概 要	要請機関
33	42	救 助 (里山等) (捜索)	11月20日(火) 7時17分 1時間25分	輪島市門前 町勝田地内	19日から、85歳女性が山芋掘りに出かけたまま帰宅せず、行方不明となり捜索を要請してきたもの。 ※7時51分、輪島市門前町地内を飛行中、地上隊にて発見される。	奥能登広域 圏事務組合 消防本部
34	43	広域応援 救 急 (転院搬送)	11月30日(金) 9時29分 3時間31分	福井県医療 法人林病院	医療法人林病院に心室細動の症状で入院加療している男性の緊急手術が必要となったため、岡南飛行場(岡山県)まで搬送する。 武生東運動公園陸上競技場で傷病者と医師1名計2名を搭乗させ、岡南飛行場(岡山県)で岡山県消防防災航空隊に救急引継ぎする。 ※搬送先: 山口大学医学部付属病院	福井県
35	44	広域応援 救 助 (水難)	1月10日(木) 12時30分 0時間07分	福井県坂井 市三国町安 島地係(東 尋坊大池)	三国町安島地係東尋坊大池の海上に人が浮いているのを付近民が発見し、救助要請してきたもの。 福井県ヘリが点検中につき、「消防防災ヘリコプター運航不能期間等における相互応援協定」に基づき出動する。 ※12時32分頃、地上隊で対応可能との連絡を受け、帰投する。	福井県
36	45	広域応援 救 助 (水難)	1月13日(日) 12時00分 1時間07分	福井県丹生 郡越前町地 内(越前岬)	丹生郡越前町越前岬トンネル付近の海上(沖合い約20m)に人が浮いているのを一緒に釣りに来ていた友人が発見し、救助要請してきたもの。 国道沿いのパーキングエリアに隊員2名を降下させ、波打ち際の岩場付近にいる要救助者と接触後、Qストラップでピックアップし、パーキングエリアに要救助者を水平移動にて降下、地元救急隊に引き継ぐ。 福井県ヘリが点検中につき、「消防防災ヘリコプター運航不能期間等における相互応援協定」に基づき出動する。 ※搬送先: 越前町国民健康保険織田病院	福井県

災害 No.	統計 No.	種別	出動日時 飛行時間	発生場所	活 動 概 要	要請機関
37	46	広域応援 救 助 (山岳)	1月15日(火) 5時45分 1時間15分	福井県大野 市荒島岳山 頂付近	14日21時頃、福井県大野市の荒島岳山頂付近において、30歳代男性2名が遭難したため、救助要請してきたもの。 隊員1名が降下、要救助者2名をQストラップ及びRストラップにて連続ピックアップ。その後、真名川憩いの島場外離着陸場で大野救急隊に引き継ぐ。 福井県ヘリが点検中につき、「消防防災ヘリコプター運航不能期間等における相互応援協定」に基づき出動する。 ※搬送先：福井社会保険病院	福井県
	47	救 急 (一搬負傷)	1月15日(火) 0時間30分		福井県ヘリが点検中につき、「消防防災ヘリコプター運航不能期間等における相互応援協定」に基づき出動する。 ※搬送先：福井社会保険病院	
38	48	救 急 (一搬負傷)	1月16日(水) 13時05分 0時間38分	白山市河内町内尾地内(千丈温泉セイモアスキー場第3駐車場)	31歳男性が、スノーボードで滑走中ジャンプ台より着地した際、雪上に身体左側面から落下し歩行不能となり、救急搬送要請してきたもの。 千丈温泉セイモアスキー場第3駐車場で、バックボードに固定された傷病者1名と救急救命士1名を搭乗させ、機内で継続観察及び酸素投与を実施しながら鞍月セントラルパークまで搬送、金沢消防西救急隊に引き継ぐ。 ※搬送先：石川県立中央病院	白山野々市 広域消防本部
39	48	救 急 (転院搬送)	2月14日(木) 11時30分 1時間32分	金沢大学附属病院	63歳男性が胸痛を訴え、珠洲市総合病院で受診したところ、急性心筋梗塞と診断され専門治療が必要となり、金沢大学附属病院まで転院搬送する。 珠洲市営グラウンドで傷病者1名と医師1名、看護師1名計3名を搭乗させ、陸上自衛隊金沢駐屯地で金沢消防泉野救急隊に引き継ぐ。 ※搬送先：金沢大学附属病院	奥能登広域 圏事務組合 消防本部
40	49	救 助 (里山) (搜索)	3月9日(土) 8時01分 2時間59分	輪島市門前町白禿地内	8日15時頃、91歳女性が行方不明となり搜索を要請してきたもの。 ※現場指揮本部付近の田園で、門前分署職員1名をピックアップ後、機内収容し搜索の協力を得る。 現場付近を搜索するも発見に至らず、門前分署職員1名を現場指揮本部付近の道路上に降下させ帰投する。	奥能登広域 圏事務組合 消防本部

災害 No.	統計 No.	種別	出動日時 飛行時間	発生場所	活 動 概 要	要請機関
41	50	救 急 (一搬負傷)	3月12日(火) 10時34分 0時間35分	白山市河内 町内尾地内 (千丈温泉 セイモアス キー場第3 駐車場)	<p>64歳男性が、スノーボードで滑走中顔面を強打し意識障害があるため、高次医療機関へ救急搬送要請してきたもの。</p> <p>千丈温泉セイモアスキー場第3駐車場で、バックボードに固定された傷病者1名と救急救命士1名を搭乗させ、機内で継続観察及び酸素投与を実施しながら鞍月セントラルパークまで搬送、金沢消防駅西救急隊に引き継ぐ。</p> <p>※搬送先：石川県立中央病院</p>	白山野々市 広域消防本 部
42	51	救 急 (転院搬送)	3月26日(火) 11時54分 0時間54分	小松市民病 院	<p>64歳男性が小松市民病院を受診したところ、胃静脈瘤出血と診断され専門治療が必要となり、富山県立中央病院まで転院搬送する。</p> <p>小松空港で傷病者1名と医師1名を搭乗させ、富山県立中央病院へリポートまで搬送、富山県立中央病院の医師に引き継ぐ。</p> <p>※搬送先：富山県立中央病院</p>	小松市消防 本部
43	52	救 急 (転院搬送)	3月27日(水) 14時53分 1時間30分	珠洲市総合 病院	<p>69歳男性が、珠洲市総合病院を受診したところ、急性心筋梗塞と診断され専門治療が必要となり、金沢大学附属病院まで転院搬送する。</p> <p>珠洲市営グラウンドで傷病者1名と医師1名、看護師1名、家族1名計4名を搭乗させ、陸上自衛隊金沢駐屯地で金沢消防泉野救急隊に引き継ぐ。</p> <p>※搬送先：金沢大学附属病院</p>	奥能登広域 圏事務組合 消防本部
44	53	救 急 (一搬負傷)	3月30日(土) 11時12分 0時間34分	白山市河内 町内尾地内 (千丈温泉 セイモアス キー場第3 駐車場)	<p>49歳の男性スキーヤーがゲレンデで滑走中に転倒、頸部の痛みを訴え歩行不能となり、高次医療機関へ救急搬送要請してきたもの。</p> <p>千丈温泉セイモアスキー場第3駐車場で、バックボードに固定された傷病者1名を搭乗させ、機内で継続観察を実施しながら鞍月セントラルパークまで搬送、金沢消防駅西救急隊に引き継ぐ。</p> <p>※搬送先：石川県立中央病院</p>	白山野々市 広域消防本 部

イ 通常運航【災害予防活動】

(県内訓練参加 29件)

	月日	件名	活動場所	活動内容	飛行時間	搭乗人数	要請機関
1	6.3(日)	小松市消防本部水難救助合同訓練	小松市安宅海岸(梯川河口左岸側)	安宅海岸沖合200メートル付近で2名乗船のプレジャーボートと2名乗り水上バイクが衝突し大破、4名共に海上へ投げ出され、捜索後、海上に浮遊している要救助者をクイックストラップにて救出、三次医療機関へ搬送する。	0:16	1	小松市消防本部
2	6.7(木)	かほく市消防本部防災ヘリ合同水難救助訓練	かほく市木津海岸沖合	木津海水浴場で2名が乗った水上バイクと釣り船が衝突、水上バイクの2名が海中に投げ出され、1名は水没、もう1名は沖に流され防災ヘリによりクイックストラップにて要救助者を救出、救急隊へ引き継ぐ。	0:59	1	かほく市消防本部
3	8.25(土)	かほく市防災訓練	かほく市宇ノ気中学校グラウンド	地震により負傷した重症患者1名を三次医療機関に搬送するため防災ヘリコプターを要請、減圧シートに梱包しピックアップする。	1:01	2	かほく市消防本部
4	8.26(日)	津幡町防災総合訓練	津幡町字庄地内(住吉公園)	森本断層を震源とする地震の発生に伴い、道路が寸断され緊急医療物資の搬送が不可能とのことで、緊急医療物資及び被害状況調査を実施する。	0:25		津幡町消防本部
5	8.26(日)	金沢市民防災訓練	金沢市東長江町地内(夕日寺小学校)	金沢市を震源とする地震の発生に伴い、孤立した町の被害状況調査並びに負傷した住民1名を、エバックハーネスにより校舎屋上でピックアップする。	0:28		金沢市消防局
6	8.26(日)	内灘町震災訓練	内灘町字向陽台地内(清湖小学校)	内灘町を震源とした大規模な海溝型地震の発生に伴い、物資搬送及び被害状況調査をする。	0:21		内灘町消防本部
7	8.26(日)	野々市市総合防災訓練	野々市市稻荷地内(御園小学校)	地震の発生に伴い、御園小学校周辺の被害状況を上空から偵察し、被害状況を無線連絡する。	0:15		野々市市

	月 日	件 名	活 動 場 所	活 動 内 容	飛行時間	搭乗 人数	要請機関
8	8.26(日)	加賀市総合防災訓練	加賀市作見町地内(作見小学校)	加賀市西方沖を震源とする地震の発生に伴い、副市長以下4名を搭乗させ市内の被害状況を上空から偵察する。 その後、小学校グラウンドで孤立した住民2名をクイックストラップによりピックアップし救助する。また、消防防災ヘリコプターの展示及び、写真撮影を実施する。	0 : 4 9	6	加賀市
9	8.29(水)	能美広域事務組合消防本部山林救助救急訓練	能美市和佐谷町地内林道上	大規模地震が発生し、登山道を歩いていた男性1名が負傷したもので、能美消防救助隊員3名を現場投入、確保した要救助者を減圧シートに梱包しピックアップ後、救急救命士を1名ピックアップ、機内で処置説明を実施しながら県立中央病院上空まで搬送する。	1 : 1 4	4	能美広域事務組合消防本部
10	9.1(土)	小松市防災訓練	小松市板津地区一帯	石川県西方沖を震源とする地震の発生に伴い、小松市全域において家屋の倒壊や道路の損壊、同時多発火災等により、甚大な被害が発生したため板津地区一帯の避難広報並びに被害状況を上空から偵察する。	0 : 2 6		小松市
11	9.2(日)	平成24年度石川県総合防災訓練	輪島市一円	1 訓練本部長搬送 陸上自衛隊金沢駐屯地から訓練本部長を現地災害対策本部まで搬送する。 2 DMAT搬送訓練 DMAT 2名を輪島高校稲舟校舎グラウンドから輪島マリンタウンまで搬送する。 3 重症患者搬送訓練 倒壊家屋から救出された重症患者を、DMATとともに高次医療機関へ搬送する。	1 : 5 0	5	石川県
12	9.3(月)	金沢医科大学病院・内灘町消防本部合同連携訓練	内灘町蓮湖渚公園	大規模災害時を想定し、被災地等における諸活動の基となる地上の警戒・ヘリ誘導・隊員現場投入・医師等をヘリに搭乗させ傷病者のバイタル測定等を実施する。	1 : 1 2	1 1	内灘町消防本部

	月日	件名	活動場所	活動内容	飛行時間	搭乗人数	要請機関
13	9.9(日)	白山市松任地域出城地区総合防災訓練	白山市出城多目的グラウンド	地震の発生に伴い、出城多目的グラウンドに搬送された傷病者2名を収容、搬送する。その後、出城地区一円の被害状況を調査し、白山消防に無線連絡する。	0:37		白山市
14	9.9(日)	能登空港「空の日」フェスタ	能登空港	能登空港「空の日」フェスタの各種イベントの一環として参加、救助の展示訓練を2回実施する。	1:43		能登空港管理事務所
15	9.19(水)	加賀市消防本部山地救助合同訓練	加賀市山中温泉薬師町地内水無山	水無山を登山していた20代男性が下山中に胸痛を訴え歩行不能となったもので、加賀消防山地救助隊員2名を現場投入、確保した要救助者をエバックハーネスによりピックアップ後、救急救命士を1名ピックアップ、山中球場にて救急隊に引き継ぐ。	0:57	3	加賀市消防本部
16	10.3(水)	平成24年度石川県石油コンビナート等防災訓練	金沢港北地区特別防災区域	石川県西方沖を震源とする地震が発生。金沢石油基地のTK3屋外タンクが衝撃で一部破損し炎上した。また、TK2屋外タンクの払出配管弁部分も亀裂し油が流出したため、石油基地一帯を上空偵察し、被害状況を確認する。	0:39	4	石川県
17	10.3(水)	平成24年度石川県海上防災訓練	金沢港無量寺埠頭前面海域	石川県西方沖を震源とする地震が発生。航行中の船舶から火災が発生、発生時の衝撃によりタンク内の燃料油が流出、油回収をしていたタンカー乗務員が海中に転落したため、防災ヘリによりクイックストラップにて要救助者を救出する。	0:43	5	石川県
18	10.13(土)	羽咋市総合防災訓練	羽咋市立瑞穂小学校グラウンド	大規模な地震の発生により、志賀原子力発電所も被害を受け被害状況を上空から偵察する。また、津波によって逃げ遅れた住民1名をクイックストラップによって救出、羽咋運動公園野球場で引き継ぐ。	1:03	1	羽咋市

	月 日	件 名	活 動 場 所	活 動 内 容	飛行時間	搭乗 人数	要請機関
19	10.13(土)	公立能登総合病院第12回災害トリアージ訓練	公立能登総合病院 院場外離着陸場	能越自動車道大泊IC付近で観光バスを含む多重事故の発生に伴い、多数の重症傷病者が発生したため、防災ヘリで2名を中央圏の三次医療機関へ搬送する。	1:18	6	七尾鹿島広域圏事務組合 消防本部
20	10.13(土)	小松市木場潟水難救助訓練	小松市三谷町 木場潟公園センター 一帯	カヌー競技大会中にカヌー3艇が転覆し、3名が水中に投げ出されたもので、うち2名は小松市消防本部の救助隊が救出、石川県消防防災ヘリコプター「はくさん」は行方不明者1名を捜索・発見しクイックストラップにてピックアップ、救急隊に引き継ぐ。	0:32	1	財団法人木場潟公園協会
21	10.14(日)	平成24年度中能登町防災訓練	中能登町カルチャーセンター 飛行周辺	地震の発生に伴い、中高層建物から火災が発生し、上空から被害状況調査を実施する。その後、屋上に逃げ遅れた要救助者2名をレスキューストラップにて救出、アッピー鹿西多目的広場へ搬送する。	1:03	5	中能登町
22	10.17(水)	鞍掛山行方不明者捜索訓練	小松市滝ヶ原町 「鞍掛山一帯」	鞍掛山に入山した登山者1名が行方不明となったため、小松消防・加賀消防及び小松消防団が一帯を捜索中、滑落し負傷している要救助者を発見。 防災ヘリにより、山頂付近まで搬送された要救助者を減圧シートに梱包後、ピックアップし救出する。その後、三次医療機関へ搬送する。	0:44	1	小松市消防本部
23	10.21(日)	白山市美川地域湊地区総合防災訓練	白山市立港小学校 グラウンド	地震の発生に伴い、湊地区一円の被害状況を調査し、白山消防に無線連絡する。	0:09		白山市
24	10.21(日)	穴水町防災訓練	穴水町新崎漁港	地震の発生に伴い、被害状況を上空から偵察する。その後、新崎漁港防波堤に逃げ遅れた要救助者1名をクイックストラップにて救出、穴水町陸上競技場へ搬送する。	1:42	5	穴水町

	月日	件名	活動場所	活動内容	飛行時間	搭乗人数	要請機関
25	10.24(水)	能美広域事務組合消防本部 中層建物救助・救急訓練	能美市寺井町寺井小学校グラウンド	加賀地方南部に強風・波浪注意報が発令中、能美市立寺井小学校で火災が発生。校舎屋上に逃げ遅れた要救助者2名をクイックストラップにて救出、三次医療機関へ搬送する。	0:25	2	能美広域事務組合消防本部
26	11.11(日)	加賀市消防署救急隊合同訓練	加賀市動橋町東和中学校グラウンド	大雨による河川の増水に伴い、避難勧告が発令され、周辺の被害状況を上空から偵察する。また、避難先で意識消失した傷病者を三次医療機関へ救急搬送する。	0:43	7	加賀市消防本部
27	12.2(日)	金沢消防局機体誘導訓練及び津波災害孤立住民救出連携訓練	健民海浜公園グラウンド	津波災害によって、海岸付近の集落への道路が寸断し陸路からの現場進入が不可能となり、多数の傷病者や孤立住民を防災ヘリで搬送する。	1:07	12	金沢市消防局
28	3.3(日)	平成24年度中部ブロックDMAT実働訓練	小松空港 蓮湖渚公園	DMAT・重症患者搬送訓練 DMATと重症患者1名を搭乗させ、小松空港から蓮湖渚公園間を往復し、機内活動の補助を実施する。 ※天候不良のため、途中キャンセル。	0:03		石川県
29	3.17(日)	中高層建築物火災防ぎょ訓練	金沢市末町学校法人金沢学院	多数の避難者及び傷病者が想定される中高層の学校で、大規模地震に伴う火災が発生、9階屋上にいる逃げ遅れ者1名をエバックハーネスにてピックアップする。	0:44		金沢市消防局

(県外訓練参加 4件)

	月日	件名	活動場所	活動内容	飛行時間	搭乗人員	要請機関
1	8.30(木)	平成24年度 北陸三県消防防災航空隊合同訓練	福井県坂井市丸岡町地内(丸岡スポーツランド)	台風の発生に伴う強い雨の影響により、河川の堤防の決壊・家屋や道路の浸水、水没などの大規模な被害が発生したことから、北陸三県相互応援協定に基づき応援要請を行う。 丸岡スポーツセンター屋上にいる孤立住民2名をRストラップ及びQストラップでピックアップし搬送する。	1:01		福井県消防防災航空隊
2	9.30(日)	平成24年度 富山県総合防災訓練	富山県富山市一円	富山県富山市を震源とする地震が発生し、震度7を観測した。富山県広域消防防災センターに搬送された重症患者がSCUで処置困難なため、重症患者1名とDMAT2名を富山県立中央病院ヘリポートまで搬送する。	1:11	3	富山県
3	11.9(金)	平成24年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練	福井県福井市及び三国町一円	福井県北西部を震源とする地震が発生し、震度7を観測した。市内の小中学校の被避難状況調査を実施する。その後、津波により三国小学校屋上に取り残された避難者1名を福井空港まで搬送する。	1:27	1	緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練福井県実行委員会
4	11.10(土)	平成24年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練	福井県坂井市一円	福井県北西部を震源とする地震が発生し、震度7を観測した。応急救護所(主会場)から負傷者4名を福井空港に搬送、SCUに引き継ぐ。その後、統制機から主会場付近の空中消火活動の指示を受け、散水を実施する。	1:31	4	緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練福井県実行委員会

ウ 通常運航【訓練活動】

活動種別	訓練内容	回数	時間
災害応急対策 訓練活動	地形慣熟訓練	12	16:33
	物資輸送訓練	1	0:57
	情報収集訓練		
	小計	13	17:30
火災防ぎょ訓練活動	消火訓練	3	4:27
	情報収集訓練		
	小計	3	4:27
救助訓練活動	基本訓練	75	96:19
	応用訓練	11	14:56
	高層建築物救助訓練		
	山岳救助訓練		
	海難救助訓練		
	水難訓練	5	6:58
	捜索訓練		
	小計	91	118:13
救急訓練活動	傷病者引継訓練		
	傷病者搬送訓練		
	小計		
その他訓練活動	その他の訓練	17	20:49
合計		124	162:59

エ 通常運航【一般行政活動】

	月日	件名	活動場所	活動内容	飛行時間	搭乗人員	要請機関
1	10.10(水)	廃棄物不法投棄パトロール	小松市～加賀市～小松市～能美市～金沢市～白山市海岸線	石川県産業廃棄物不法投棄処理防止連絡協議会の担当者が、上空より不法投棄防止合同パトロールを実施する。	1:21	6	石川県（環境部廃棄物対策課）

オ 通常運航【その他の活動】

(消防学校教育訓練活動等 17件)

	月日	件名	活動場所	活動内容	飛行時間	搭乗人員	要請機関
1	8.31(金)	初任科教育訓練	県消防学校	レスキューストラップ救出展示訓練 ダウンウォッシュ体験 機体及び資機材説明・誘導訓練	0:49		石川県

	月日	件名	活動場所	活動内容	飛行時間	搭乗人員	要請機関
2	10.5(金)	初級幹部科教育訓練	県消防学校	レスキューストラップ救出展示訓練 バックボード救出展示訓練 機体及び資機材説明・誘導訓練	1 : 0 1	1	石川県
3	10.29(月)	救助科教育訓練	県消防学校	レスキューストラップ救出展示訓練 ダウンウォッシュ体験 機体及び資機材説明・誘導訓練	0 : 4 9		石川県
4	2.28(木)	初任科教育訓練	県消防学校	クイックストラップ救出展示訓練 ダウンウォッシュ体験 機体及び資機材説明・誘導訓練	0 : 4 3		石川県
5	3.8(金)	搭乗職員研修	赤瀬グラウンド	降下・ピックアップ訓練	1 : 2 5	3	石川県
6	3.8(金)	搭乗職員研修	赤瀬グラウンド	降下・ピックアップ訓練	1 : 3 1	3	石川県
7	3.11(月)	搭乗職員研修	赤瀬グラウンド	降下・ピックアップ訓練	1 : 1 9	3	石川県
8	3.11(月)	搭乗職員研修	赤瀬グラウンド	降下・ピックアップ訓練	1 : 2 3	3	石川県
9	3.12(火)	搭乗職員研修	赤瀬グラウンド	降下・ピックアップ訓練	1 : 1 6	3	石川県
10	3.14(木)	救急科教育訓練 搭乗職員研修	県消防学校 金沢市・白山 市・内灘町	地形慣熟訓練及び救急引継要領	1 : 1 4	5	石川県
11	3.14(木)	搭乗職員研修	赤瀬グラウンド	レスキューストラップ救出訓練	1 : 1 3	3	石川県

	月日	件名	活動場所	活動内容	飛行時間	搭乗人員	要請機関
12	3.15(金)	搭乗職員研修	赤瀬グラウンド	レスキューストラップ救出訓練	1:28	3	石川県
13	3.19(火)	搭乗職員研修	赤瀬グラウンド	エバックハーネス救出訓練	1:14	3	石川県
14	3.19(火)	搭乗職員研修	赤瀬グラウンド	エバックハーネス救出訓練	1:33	3	石川県
15	3.21(木)	搭乗職員研修	赤瀬グラウンド	エバックハーネス救出訓練	1:23	3	石川県
16	3.21(木)	搭乗職員研修	赤瀬グラウンド	想定訓練	1:13	3	石川県
17	3.22(金)	搭乗職員研修	赤瀬グラウンド	想定訓練	1:15	3	石川県

(整備に伴う活動 9件)

No.	月日	件名	活動場所	活動内容	飛行時間	搭乗人員	要請機関
1	6.11(月)	ヘリコプター空輸	小松空港から 名古屋空港	空輸	1:02		自隊
2	8.6(月)	耐空検査に伴う試験飛行	名古屋空港周辺	試験飛行	0:20		自隊
3	8.7(火)	耐空検査に伴う試験飛行	名古屋空港周辺	試験飛行	0:15		自隊
4	8.7(火)	耐空検査に伴う試験飛行	名古屋空港周辺	試験飛行	1:45		自隊
5	8.7(火)	耐空検査に伴う試験飛行	名古屋空港周辺	試験飛行	0:25		自隊
6	8.7(火)	耐空検査に伴う試験飛行	名古屋空港周辺	試験飛行	0:32		自隊

	月日	件名	活動場所	活動内容	飛行時間	搭乗人員	要請機関
7	8.11(土)	ヘリコプター空輸	名古屋空港から 富山空港	空輸	1:24		自隊
8	8.11(土)	ヘリコプター空輸	富山空港から 小松空港	空輸	0:26		自隊
9	1.21(月)	整備・点検に伴う試験飛行	小松空港周辺	試験飛行	0:05		自隊

(ヘリコプター運航休止期間)

休止期間	休止日数	休止理由
6月11日～8月11日	62日	耐空証明検査
1月24日～1月29日	6日	180日点検

(4) 場外着陸場一覧表 (88カ所)

平成25年4月1日現在

奥能登広域圏事務組合消防本部管内				2市2町			
本部通番	名称	所在地	防災対応	緯度	経度	連絡先(所有者・管理者)	連絡先(土日祝日)
奥01	舳倉島	輪島市海士町高見12		N 37° 51' 07"	E 136° 55' 07"	七尾海上保安部交通課 0767-53-7118	七尾海上保安部交通課 0767-53-7118
奥02	輪島市輪島野球場	輪島市稲舟町歌波30-2	○	N 37° 23' 34"	E 136° 55' 14"	輪島市教育委員会庶務課 0768-23-1167	輪島市役所 0768-22-2211(代)
奥03	輪島市町野野球場	輪島市町野町東大野出村60		N 37° 26' 21"	E 137° 04' 37"	輪島市役所(総務課) 0768-22-2211(代)	輪島市役所 0768-22-2211(代)
奥04	大谷中学校グランド	珠洲市大谷町1-78		N 37° 29' 59"	E 137° 10' 37"	珠洲市教育委員会 0768-82-7818(代)	珠洲市役所 0768-82-2222(代)
奥05	珠洲市営グランド	珠洲市野々江町6-1		N 37° 26' 45"	E 137° 16' 16"	珠洲市教育委員会 0768-82-7818(代)	珠洲市役所 0768-82-2222(代)
奥06	穴水町営野球場	穴水町字由比ヶ丘の32		N 37° 13' 41"	E 136° 55' 15"	穴水町教育委員会事務局 0768-52-3720	穴水町役場 0768-52-0300(代)
奥07	輪島市門前簡易グランド	輪島市門前町清水7-1	○	N 37° 17' 27"	E 136° 45' 35"	輪島市門前総合支所 0768-42-1111(代)	輪島市門前総合支所 0768-42-1111(代)
奥08	藤波台運動公園駐車場	能登町字藤波23-54		N 37° 17' 40"	E 137° 08' 05"	能登町教育委員会事務局 0768-72-2509(代)	能登町役場 0768-62-1000(代)
奥09	能登町営柳田野球場	能登町字柳田梅部90		N 37° 22' 05"	E 137° 05' 34"	能登町教育委員会事務局 0768-72-2509(代)	能登町役場 0768-62-1000(代)
奥10	内浦陸上競技場	能登町字布浦拓20-5		N 37° 20' 27"	E 137° 15' 05"	能登町教育委員会事務局 0768-72-2509(代)	能登町役場 0768-62-1000(代)
奥11	能登町営能都野球場	能登町字宇出津イ字5		N 37° 18' 24"	E 137° 08' 22"	能登町教育委員会事務局 0768-72-2509(代)	能登町役場 0768-62-1000(代)
奥12	穴水陸上競技場	穴水町字由比ヶ丘の42		N 37° 13' 31"	E 136° 55' 20"	穴水町教育委員会事務局 0768-52-3720	穴水町役場 0768-52-0300(代)
奥13	穴水町あすなろ広場	穴水町字川島ツの127番地1		N 37° 13' 34"	E 136° 54' 48"	穴水消防署 0768-52-2011	穴水消防署 0768-52-2011
七尾鹿島消防本部管内				1市1町			
本部通番	名称	所在地	防災対応	緯度	経度	連絡先(所有者・管理者)	連絡先(土日祝日)
七01	七尾城山運動公園	七尾市後島町ハ2		N 37° 01' 29"	E 136° 58' 18"	七尾市教育委員会生涯学習スポーツ課 0767-53-3661	七尾市役所 0767-53-1111(代)
七02	住友大阪セメント	七尾市津向町和田38		N 37° 03' 33"	E 136° 57' 30"	住友大阪セメント榑七尾港SS 0767-52-3101	住友大阪セメント榑七尾港SS 0767-52-3101
七03	七尾マリンパーク	七尾市府中町員外67		N 37° 02' 57"	E 136° 58' 11"	七尾港湾事務所 0767-53-0440	七尾港湾事務所 0767-53-0440
七04	公立能登総合病院	七尾市藤橋町ア部6番地4		N 37° 02' 42"	E 136° 56' 48"	公立能登総合病院 0767-52-6611(代)	公立能登総合病院 0767-52-6611(代)
七05	七尾市田鶴浜多目的グラウンド	七尾市垣吉町へ部24		N 37° 03' 40"	E 136° 53' 45"	七尾市田鶴浜市民センター 0767-68-3131	七尾市田鶴浜市民センター 0767-68-3131
七06	鳥屋小学校運動場	中能登町末坂ナ部7番地		N 36° 59' 21"	E 136° 53' 52"	中能登町役場鹿西庁舎保健環境課 0767-72-3129	中能登町役場鹿西庁舎 0767-72-3131(代)
七07	七尾市中島総合グラウンド	七尾市中島町中島上-1		N 37° 07' 20"	E 136° 51' 04"	七尾市中島支所 0767-66-1111(代)	七尾市中島支所 0767-66-1111(代)
七08	鹿島中学校運動場	中能登町芹川チ部95番地		N 36° 57' 51"	E 136° 55' 08"	中能登町役場鹿西庁舎保健環境課 0767-72-3129	中能登町役場鹿西庁舎 0767-72-3131(代)
七09	中能登消防署	中能登町東馬場カ16番1		N 36° 58' 18"	E 136° 53' 45"	中能登消防署 0767-76-0119	中能登消防署 0767-76-0119
七10	中能登町運動公園 芝生広場	中能登町東馬場そ部11番地		N 36° 58' 12"	E 136° 53' 19"	中能登町役場鹿西庁舎保健環境課 0767-72-3129	中能登町役場鹿西庁舎 0767-72-3131(代)
七11	能登島マリンパーク海族公園	七尾市佐波町ラ29-2		N 37° 07' 07"	E 137° 00' 01"	能登島観光対策課 0767-84-1113	七尾市役所 0767-53-1111(代)
七12	石川県立鹿西高等学校運動場	中能登町能登部上ヲの1		N 36° 57' 49"	E 136° 52' 20"	鹿西高等学校 0767-72-2299	鹿西高等学校 0767-72-2299
七13	アッピー鹿西多目的広場	中能登町能登部下134-1		N 36° 57' 19"	E 136° 51' 59"	中能登町役場鹿西庁舎保健環境課 0767-72-3129	中能登町役場鹿西庁舎 0767-72-3131(代)
羽咋郡市広域圏事務組合消防本部管内				1市2町			
本部通番	名称	所在地	防災対応	緯度	経度	連絡先(所有者・管理者)	連絡先(土日祝日)
羽01	眉丈台地スポーツ広場	羽咋市柳田町ミ1		N 36° 55' 28"	E 136° 46' 44"	羽咋市教育委員会スポーツ推進課 0767-22-3312	羽咋体育館 0767-22-3312
羽02	富来健民ホッケー場	志賀町富来領家町ツ1-26		N 37° 08' 47"	E 136° 43' 47"	志賀町役場富来支所 0767-42-1111(代)	志賀町役場富来支所 0767-42-1111(代)
羽03	宝達志水町立志雄中学校運動場	宝達志水町子浦口130		N 36° 52' 00"	E 136° 47' 41"	宝達志水町教育委員会学校教育課 0767-29-8300	宝達志水町役場 0767-29-3100(代)
羽04	志賀町陸上競技場	志賀町町へ1-1		N 37° 01' 21"	E 136° 45' 46"	志賀町役場 0767-32-1111(代)	志賀町総合体育館 0767-32-3777
羽05	宝達志水町押水運動公園野球場	宝達志水町今浜イ3-1		N 36° 49' 37"	E 136° 44' 57"	宝達志水町役場生涯学習課 0767-29-8320	宝達志水町役場 0767-29-3100(代)
羽06	羽咋運動公園野球場	羽咋市鶴多町亀田17番地		N 36° 53' 59"	E 136° 47' 34"	羽咋市教育委員会スポーツ推進課 0767-22-3312	羽咋体育館 0767-22-3312
羽07	宝達志水町志雄運動公園野球場	宝達志水町吉野屋ヲ156		N 36° 51' 35"	E 136° 48' 22"	宝達志水町役場生涯学習課 0767-29-8320	宝達志水町役場 0767-29-3100(代)
羽08	荒木ヶ丘多目的広場	志賀町富来地頭町九部250		N 37° 08' 05"	E 136° 43' 57"	志賀町役場富来支所 0767-42-1111(代)	志賀町役場富来支所 0767-42-1111(代)
かほく市消防本部管内				1市			
本部通番	名称	所在地	防災対応	緯度	経度	連絡先(所有者・管理者)	連絡先(土日祝日)
か01	うのけ総合公園	かほく市下山田ヲ85		N 36° 43' 09"	E 136° 43' 28"	かほく市役所生涯学習課 076-283-7137	かほく市消防本部 076-283-3585
か02	かほく市七塚中央公園緑地運動広場	かほく市遠塚ニ17-1	○	N 36° 44' 09"	E 136° 41' 51"	かほく市役所生涯学習課 076-283-7137	かほく市消防本部 076-283-3585
か03	かほく市高松陸上競技場	かほく市内高松才80		N 36° 45' 56"	E 136° 43' 58"	かほく市役所生涯学習課 076-283-7137	かほく市消防本部 076-283-3585

津 幡 町 消 防 本 部 管 内				1町			
本部通番	名 称	所 在 地	防災対応	緯 度 ・ 経 度	連絡先(所有者・管理者)	連絡先(土日祝日)	
津01	石川県総合研究センター河北湖農業研修館	津幡町字湖東395		N 36° 40' 46" E 136° 41' 48"	石川県農業総合研究センター河北湖農業研修館 076-288-5536	石川県農業総合研究センター 076-257-6911(代)	
津02	緑のアメニティー広場	津幡町川尻地内		N 36° 40' 09" E 136° 42' 17"	石川県津幡土木事務所 076-289-4161	津幡町役場 076-288-2121(代)	
津03	石川県森林公園 南口運動広場	津幡町津幡地内		N 36° 41' 18" E 136° 44' 57"	石川県森林公園事務所 076-288-1214(代)	石川県森林公園事務所 076-288-1214(代)	
内 灘 町 消 防 本 部 管 内				1町			
本部通番	名 称	所 在 地	防災対応	緯 度 ・ 経 度	連絡先(所有者・管理者)	連絡先(土日祝日)	
内01	内灘総合グラウンド	内灘町字鶴ヶ丘2丁目744番地		N 36° 38' 41" E 136° 38' 46"	NPO法人プラッツうちなだ 076-286-1231	内灘町役場 076-286-1111(代)	
内02	内灘町総合公園	内灘町字宮坂に459	○	N 36° 39' 46" E 136° 39' 05"	内灘町公共施設等管理公社 076-286-3766	内灘町役場 076-286-1111(代)	
内03	蓮湖渚公園	内灘町字大根布5丁目289番地4		N 36° 39' 22" E 136° 39' 15"	内灘町役場都市建設課 076-286-6710	内灘町役場 076-286-1111(代)	
金 沢 市 消 防 局 管 内				1市			
本部通番	名 称	所 在 地	防災対応	緯 度 ・ 経 度	連絡先(所有者・管理者)	連絡先(土日祝日)	
金01	消防学校グラウンド	金沢市東蚊爪2-5		N 36° 38' 12" E 136° 39' 50"	石川県消防学校 076-237-1800	石川県消防学校 076-237-1800	
金02	健民海浜公園グラウンド	金沢市普正寺町地内		N 36° 35' 31" E 136° 34' 52"	健民海浜公園管理事務所 076-267-2266	健民海浜公園管理事務所 076-267-2266	
金03	金沢工業大学グラウンド	金沢市天地町地内		N 36° 30' 21" E 136° 41' 39"	金沢工業大学 総務課 076-294-6384	金沢工業大学 076-248-1100(代)	
金04	陸上自衛隊金沢駐屯地	金沢市野田町1-8		N 36° 32' 20" E 136° 40' 05"	陸上自衛隊金沢駐屯地 076-241-2171	陸上自衛隊金沢駐屯地 076-241-2171	
金05	湊簡易グラウンド	金沢市湊3-2-1		N 36° 37' 10" E 136° 37' 39"	石川県土地開発公社 076-261-8471	石川県土地開発公社 076-261-8471	
金06	金沢市民サッカー場	金沢市磯部町ニ45		N 36° 35' 51" E 136° 39' 30"	金沢市スポーツ事業団 076-247-9018	金沢市スポーツ事業団 076-247-9018	
金07	のびのび広場	金沢市磯部町地内		N 36° 35' 50" E 136° 39' 23"	金沢市緑と花の課 076-220-2356	金沢市役所 076-220-2111(代)	
金08	大和町防災拠点広場	金沢市大和町1-1		N 36° 34' 11" E 136° 38' 19"	金沢市民芸術村 076-265-8300	金沢市民芸術村 076-265-8300	
金09	西部緑地公園 第6駐車場	金沢市稚日野町南地内		N 36° 34' 36" E 136° 35' 58"	石川県土木部公園緑地課 076-225-1772		
金10	金沢市営陸上競技場	金沢市弥生3-5-1		N 36° 32' 27" E 136° 38' 38"	金沢市スポーツ事業団 076-247-9018	金沢市スポーツ事業団 076-247-9018	
金11	キゴ山	金沢市小豆沢町地内		N 36° 31' 22" E 136° 45' 12"	キゴ山ふれあいの里 076-229-0583	キゴ山ふれあいの里 076-229-0583	
金12	金沢臨海センター	金沢市湊3-5-8	○	N 36° 37' 12" E 136° 37' 45"	金沢市臨海水質管理センター 076-239-2323	金沢市臨海水質管理センター(災害用) 076-239-2374	
金13	鞍月セントラルパーク	金沢市鞍月1丁目8番		N 36° 35' 33" E 136° 37' 30"	石川県土木部公園緑地課 076-225-1772		
金14	金沢市消防局	金沢市泉本町7丁目9番地2		N 36° 33' 17" E 136° 38' 04"	金沢市消防局 076-280-0119	金沢市消防局 076-280-0119	
白 山 野 々 市 広 域 消 防 本 部 管 内				2市			
本部通番	名 称	所 在 地	防災対応	緯 度 ・ 経 度	連絡先(所有者・管理者)	連絡先(土日祝日)	
白01	松任総合運動公園 芝生広場	白山市倉光町4-22		N 36° 30' 43" E 136° 33' 42"	白山市建設部公園緑地課 076-274-9560	白山市役所 076-276-1111(代)	
白02	手取公園右岸園地	白山市湊町地内		N 36° 28' 29" E 136° 29' 08"	白山市美川支所建設課 076-278-8132	白山市美川支所 076-278-3200(代)	
白03	鶴来高校グラウンド	白山市月橋町710		N 36° 27' 30" E 136° 37' 05"	鶴来高校 076-272-0044		
白04	十八河原運動公園	白山市鶴来水戸町地内		N 36° 26' 44" E 136° 37' 18"	白山市鶴来支所総務課 076-272-1112	白山市鶴来支所 076-272-1111(代)	
白05	明倫高校グラウンド	野々市市下林3丁目309		N 36° 31' 30" E 136° 36' 10"	石川県立明倫高校 076-246-3191		
白06	千丈温泉セイメイスキー場第3駐車場	白山市河内町下折地内		N 36° 20' 52" E 136° 40' 31"	白山市河内支所 076-272-1100(代)	白山市河内支所 076-272-1100(代)	
白07	白山ろくグラウンド	白山市吉野丁25番地		N 36° 21' 17" E 136° 37' 30"	白山市吉野谷支所 076-255-5011(代)	白山市吉野谷支所 076-255-5011(代)	
白08	鳥越大日スポーツ施設	白山市阿手町タ118-1		N 36° 17' 35" E 136° 33' 40"	白山市鳥越支所 076-254-2011(代)	白山市鳥越支所 076-254-2011(代)	
白09	鳥越大日スポーツ施設(第二駐車場)	白山市阿手町地内		N 36° 17' 05" E 136° 33' 43"	白山市鳥越支所 076-254-2011(代)	白山市鳥越支所 076-254-2011(代)	
白10	鳥越大日スポーツ施設(第三駐車場)	白山市阿手町地内		N 36° 17' 10" E 136° 33' 30"	白山市鳥越支所 076-254-2011(代)	白山市鳥越支所 076-254-2011(代)	
白11	鳥越小学校	白山市上野町才1番地		N 36° 22' 15" E 136° 36' 19"	白山市鳥越支所 076-254-2011(代)	白山市鳥越支所 076-254-2011(代)	
白12	瀬女高原スキー場 第3駐車場	白山市瀬戸丑114番地1		N 36° 17' 08" E 136° 39' 03"	白山市尾口支所 076-256-7011(代)	白山市尾口支所 076-256-7011(代)	
白13	一里野温泉スキー場 第5駐車場	白山市尾添地内		N 36° 16' 12" E 136° 42' 43"	白山市尾口支所 076-256-7011(代)	白山市尾口支所 076-256-7011(代)	
白14	白峰温泉スキー場 第3駐車場	白山市白峰二100番地		N 36° 10' 37" E 136° 37' 36"	白山市白峰支所 076-259-2011(代)	白山市白峰支所 076-259-2011(代)	
白15	市ノ瀬	白山市白峰地内		N 36° 06' 55" E 136° 42' 07"	石川県環境部自然環境課 076-225-1477	市ノ瀬ビジターセンター 076-259-2504	
白16	松任石川環境クリーンセンター	白山市上小川町795番地		N 36° 31' 11" E 136° 30' 56"	松任石川環境クリーンセンター 076-276-1362	松任石川環境クリーンセンター 076-276-1362	
白17	ふれあい広場	野々市市中林5丁目1-1		N 36° 30' 42" E 136° 36' 22"	野々市市役所環境安全課 076-227-6051	野々市市役所 076-227-6000(代)	
白18	白山野々市広域消防本部	白山市三浦町225番地1		N 36° 30' 16" E 136° 34' 48"	白山野々市広域消防本部 076-276-1119	白山野々市広域消防本部 076-276-1119	

能美広域事務組合消防本部管内				1市1町			
本部通番	名称	所在地	防災対応	緯度	経度	連絡先(所有者・管理者)	連絡先(土日祝日)
能01	能美市根上野球場駐車場	能美市福島町356		N 36° 27' 26"	E 136° 28' 14"	能美市教育委員会スポーツ課 0761-58-2273	能美市役所 0761-58-1111(代)
能02	能美市立寺井小学校グラウンド	能美市寺井町347		N 36° 26' 14"	E 136° 29' 53"	能美市教育委員会学校教育課 0761-58-2271	能美市役所 0761-58-1111(代)
能03	能美市物見山陸上競技場	能美市来丸町750		N 36° 26' 56"	E 136° 33' 01"	財団法人ふるさと振興公社 0761-52-8008	物見山総合体育館 0761-51-6460
能04	川北手取川河川敷	川北町字山田先出101番地		N 36° 27' 48"	E 136° 32' 30"	川北町役場土木課 076-277-1111(代)	川北町役場 076-277-1111(代)
能05	辰口健康福祉センター空地	能美市緑が丘11丁目50-1		N 36° 26' 32"	E 136° 31' 56"	能美市辰口健康福祉センター 0761-51-6500	能美市辰口健康福祉センター 0761-51-6500
能06	手取川水辺プラザ	能美市山田町地内		N 36° 27' 32"	E 136° 33' 12"	能美市産業建設部都市計画課 0761-58-2252	能美市役所 0761-58-1111(代)
小松市消防本部管内				1市			
本部通番	名称	所在地	防災対応	緯度	経度	連絡先(所有者・管理者)	連絡先(土日祝日)
小01	レクリエーション広場	小松市赤瀬町地内		N 36° 16' 49"	E 136° 28' 56"	石川県赤瀬ダム管理事務所 0761-46-1314	石川県赤瀬ダム管理事務所 0761-46-1314
小02	大倉岳高原スキー場	小松市尾小屋町レ41		N 36° 16' 36"	E 136° 32' 15"	大倉岳高原スキー場 0761-67-1426	大倉岳高原スキー場 0761-67-1426
加賀市消防本部管内				1市			
本部通番	名称	所在地	防災対応	緯度	経度	連絡先(所有者・管理者)	連絡先(土日祝日)
加01	加賀市陸上競技場	加賀市山田町リ245番地2		N 36° 19' 37"	E 136° 19' 53"	加賀市教育委員会スポーツ課 0761-72-7985	加賀市スポーツセンター 0761-73-3939
加02	竹の浦館前グラウンド	加賀市大聖寺瀬越町東濱上木境1-2	○	N 36° 17' 49"	E 136° 15' 52"	加賀市地域振興部農林水産課 0761-72-7910	加賀市役所(当番) 090-1395-2872
加03	錦城小学校グラウンド	加賀市大聖寺八間道57		N 36° 18' 29"	E 136° 18' 25"	錦城小学校 0761-72-0269	錦城小学校 0761-72-0269
加04	山中球場	加賀市山中温泉東桂木町ヌ11-2		N 36° 15' 18"	E 136° 22' 23"	加賀市教育委員会スポーツ課 0761-72-7985	山中健民体育館 0761-78-5510
加05	菅谷小学校グラウンド	加賀市山中温泉菅谷町ニ32	○	N 36° 13' 48"	E 136° 21' 42"	菅谷小学校 0761-78-0542	加賀市役所 0761-72-1111(代)

(5) 全国の消防防災ヘリコプターの配備状況（平成25年4月1日現在）

消防機関保有：32機 道県保有：41機

ア 消防機関保有ヘリコプター

団体名	保有機数
札幌市消防局	2
仙台市消防局	2
千葉市消防局	2
東京消防庁	7
川崎市消防局	2
横浜市消防局	2
静岡市消防防災局	1
浜松市消防局	1
名古屋市消防局	2
京都市消防局	2
大阪市消防局	2
神戸市消防局	2
岡山市消防局	1
広島市消防局	1
北九州市消防局	1
福岡市消防局	2
計(16団体)	32

イ 道県保有ヘリコプター

団体名	保有機数	団体名	保有機数
北海道	1	三重県	1
青森県	1	奈良県	1
岩手県	1	滋賀県	1
山形県	1	兵庫県	1
秋田県	1	和歌山県	1
福島県	1	鳥取県	1
茨城県	1	島根県	1
栃木県	1	岡山県	1
群馬県	1	広島県	1
埼玉県	3	山口県	1
新潟県	1	香川県	1
富山県	1	愛媛県	1
石川県	1	高知県	1
福井県	1	徳島県	1
山梨県	1	長崎県	1
長野県	1	大分県	1
岐阜県	2	宮崎県	1
静岡県	1	熊本県	1
愛知県	1	鹿児島県	1
		計	41

第5 保 安 関 係

1 火薬類の保安

(1) 火薬類保安行政の概要

火薬類は、土木、採石、鉱山などの産業用として、また、煙火（花火）に代表されるように観賞用としてなど幅広い分野で使用されているが、その取扱いを誤ると爆発等により当事者のみならず広く一般の公衆に対しても被害を及ぼすことがある。

そのため、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保するために火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）によって火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費等の取扱いを規制している。

なお、火薬類取締法では、火薬類を大きく次の 3 種類に分類して規制している。

- ア 火薬………推進的爆発の用途に供せられるもので、黒色火薬、無煙火薬に代表される。
- イ 爆薬………破壊的爆発の用途に供せられるもので、硝安爆薬、ダイナマイト、ニトログリセリンなどに代表される。
- ウ 火工品………火薬、爆薬を使用して、ある目的に適するように加工し、製造したもので、電気雷管、導火線、実包、煙火（花火）などに代表される。

平成 11 年 8 月に火薬類取締法が一部改正され、年に一度の受検が義務付けられている製造施設及び火薬庫の保安検査の有料化や、行政機関以外で指定を受けた者が完成検査や保安検査を実施できる「指定完成検査機関」「指定保安検査機関」の制度等が整備された。

また、従来、許可が必要であった製造施設及び火薬庫の構造や設備の変更の工事に関して、規制緩和として、軽微変更届の提出のみでよい工事（規則第 8 条第 1 項及び第 14 条に該当する工事）が規定された。

(2) 火薬類取締法による許可業務の概要

ア 火薬類製造の許可

火薬類の製造の業を営もうとする者に対する許可で、製造所ごとに行うものであり、原則としてこの許可を受けた者以外が火薬類を製造することは禁止されている。

また、製造業者が製造施設の位置、構造、設備の変更工事又は製造する火薬類の種類、製造の方法を変更する場合には変更許可が必要である。

ただし、知事が許可を行うのは、特定の火工品のみの製造に対するものであり、その他のものに対する許可は経済産業大臣が行うこととされている。

イ 火薬類販売の許可

火薬類の販売の業を営もうとする者に対する許可で、販売所ごとに知事の許可を受けなければならない（ただし、製造の許可を受けた者が、その製造した火薬類をその製造所内で販売する場合は許可を受ける必要はない）。

販売に関しては、製造における変更許可に相当するものはなく、販売する火薬類の種類の変更を行う場合には許可の取り直しが必要である。

ウ 火薬庫設置等の許可

火薬庫の設置、移転、構造若しくは設備の変更に対する許可である。この場合、火薬庫等は経済産業省令で定める技術上の基準に適合していなければならない。

火薬類は原則として火薬庫に貯蔵しなければならないことになっており、製造業者及び販売業者は原則として火薬庫を所有又は占有する義務がある。

火薬庫は、貯蔵する火薬類の区分、使用形態などにより、1 級から 3 級までの火薬庫、煙火火薬庫等 8 種類に分類されており、主要な 1 級から 3 級までの火薬庫の概要は次のとおりである。

(ア) 1 級火薬庫……主に爆薬、雷管等の産業用火薬類を貯蔵するもので、通常貯蔵量が多く、恒

久的なもの

(イ) 2級火薬庫……貯蔵する火薬類の種類は1級と概ね同様であるが、土木工事などのため一時的に使用される比較的簡易な構造のもの（本県では使用期間は最長で2年としている）

(ウ) 3級火薬庫……特殊構造を施した少量の火薬類を貯蔵するためのもので、恒久的なもの

エ 火薬類の譲受の許可（煙火を除く。）

火薬類を譲受（購入）しようとする者（消費者）に対する許可である。

製造業者及び販売業者は、原則として譲受許可を受けていない者に対して火薬類を譲り渡すことは禁止されている。

オ 火薬類の譲渡の許可（煙火を除く。）

エの火薬類を譲受した者で消費の後、残火薬類がある場合に販売業者等へ返品するための許可である。

カ 火薬類の消費の許可

火薬類を消費しようとする者に対する許可である。

キ 火薬類の輸入の許可

火薬類を輸入しようとする者に対する許可であり、陸揚地を管轄する都道府県知事が行うこととされている。

ク 火薬類の廃棄の許可

火薬類を廃棄しようとする者（オと同様に消費後に残火薬類がある場合に販売業者等へ返品せず廃棄処理をする場合、又は、販売業者が販売に適さなくなった火薬類を廃棄処理する場合など）に対する許可である。

なお、許可をした後でも、その許可により公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、許可を取り消す場合がある。

また、猟銃等に使用される火工品（実包等）に係る規制及び火薬類の運搬に関する規制等は、火薬類取締法により都道府県公安委員会が行うこととされている。また、鉱山における火薬類の運搬、消費等に関する規制は、鉱山保安法による。ただし、製造、貯蔵、譲受等に関する規制は火薬類取締法による。また、本県においては、一部の事務について中能登・奥能登総合事務所（エ、オ、カ、クの事務等）に事務委任、及び各市町（消防本部…煙火に係るカの事務等）に権限移譲していることから、これらの機関と連携をとりながら指導取締りに努めている。

(3) 火薬類取扱施設の設置状況

火薬類取締法に基づく製造所、販売所及び火薬庫の市町別の設置状況は、159表 市町別火薬類取扱施設設置一覧のとおりである。

159表 市町別火薬類取扱施設設置一覧

（平成25年3月31日現在）

市町名	煙火製造所	火薬類販売所	1級火薬庫		2級火薬庫		3級火薬庫		煙火火薬庫		火薬庫合計	
			箇所	棟数	箇所	棟数	箇所	棟数	箇所	棟数	箇所	棟数
金沢市		4	2	4			2	2	1	1	5	7
小松市		1	1	2			1	1	1	1	3	4
加賀市		5	2	4							2	4
白山市		1	4	6			2	2			6	8
かほく市	1	1					1	1	2	9	3	10
七尾市		2	1	2							1	2
輪島市			1	2							1	2
珠洲市			1	1			1	1			2	2
宝達志水町	1	1							1	4	1	4
能登町		1	2	3			2	2	1	1	5	6
穴水町		2	1	2							1	2
合計	2	18	15	26	0	0	9	9	6	16	30	51

(4) 火薬類の消費等の現状

産業用火薬類については、鉱山、砕石、土木工事（道路建設工事、災害復旧工事等）等に使用されているが、近年、消費量は各業種において減少傾向にあり、その要因として、土木では公共工事の減少、重機による火薬類の代替等が、砕石ではR C材（再生砕石材）による代替等が挙げられる。（160表 爆薬の消費量、161表 許可件数参照）

160表 爆薬の消費量

（単位：トン）

年 度	鉱 山	砕 石	土 木	そ の 他	合 計
63	8	146	135	—	289
平成元	6	157	92	—	255
2	6	184	149	—	339
3	3	172	66	—	241
4	3	191	16	—	210
5	6	150	73	—	229
6	7	149	81	—	237
7	5	144	32	—	181
8	5	160	2	—	167
9	4	141	15	—	160
10	4	134	29	—	167
11	3	129	103	—	235
12	4	119	425	—	548
13	4	96	85	—	185
14	2	84	20	—	106
15	1	72	6	—	79
16	1	58	4	—	63
17	1	56	13	—	70
18	1	48	1	—	50
19	1	47	—	—	48
20	1	40	23	—	64
21	1	27	1	—	29
22	1	20	1	—	22
23	1	31	1	—	33
24	1	33	1	—	35

161表 許可件数

（単位：件）

年 度	譲 渡	譲 受	消 費		合 計
			産業用火薬等	煙 火	
63	68	253	238	80	639
平成元	74	195	241	90	600
2	86	224	152	100	562
3	73	224	183	113	593
4	43	187	126	99	455
5	61	192	156	98	507
6	44	179	142	97	462
7	52	167	170	101	490
8	47	156	159	101	463
9	51	138	116	97	402
10	44	140	115	96	395
11	50	142	115	99	406
12	50	119	99	※	268
13	20	59	47		126
14	39	89	74		202
15	25	55	40		120
16	29	63	55		147
17	16	57	47		120
18	14	46	39		99
19	15	45	37		97
20	13	39	33		85
21	14	33	26		73
22	8	24	21		53
23	3	26	22		51
24	3	22	20		45

※ 平成12年度から煙火の消費に係る事務は、市町（消防本部）に権限移譲している。

(5) 火薬類の保安対策

火薬類保安対策の重点は、公共の安全を確保（火薬類の不正流出の防止と貯蔵、消費中の事故、災害の撲滅）することにおかれている。県としては、火薬類取扱事業所に対する立入検査等を実施するとともに、火薬類取扱者の保安管理技術の向上と保安意識の高揚に努めている（163表 平成24年度立入検査実施結果参照）。

また、事業者の自主保安の中核として「石川県火薬類保安協会」が組織され、各種保安講習会の開催や各事業所への巡回保安指導などを実施しており、県からも各講習会に講師として職員を派遣している。なお、火薬類を取扱う者に対して、昭和50年7月から旧通商産業省の通達に基づく保安手帳制度（(社)全国火薬類保安協会）が実施され、火薬類取扱保安責任者免状所有者は保安手帳を、その他の者は従事者手帳を所持するとともに、定期的に保安講習を受講しなければならないとなっていたが、この通達の廃止により、経済産業省から各事業所の保安教育の一環として保安講習を受講すれば保安教育を受けたとみなすことにより、火薬類の取扱いができるという新しい解釈が示された。

(6) 免状の交付

火薬類製造保安責任者は製造作業の、火薬類取扱保安責任者は貯蔵及び消費作業の火薬類の取扱い上の保安に関する監督を行うことを職務とするが、これらの保安責任者は経済産業大臣または各都道府県知事が実施する試験に合格し、免状の交付を受ける必要がある。なお、試験事務は社団法人全国火薬類保安協会に委任している。

免状には、甲種、乙種、丙種火薬類製造保安責任者免状及び甲種、乙種火薬類取扱保安責任者免状の5種類があり、知事は丙種火薬類製造保安責任者免状及び甲種、乙種火薬類取扱保安責任者免状を交付しており、それ以外は経済産業大臣が交付している（162表 火薬類保安責任者免状交付状況参照）。

ア 火薬類製造保安責任者（製造数量、製造する種類により区分）

丙種……………1日に300kg未満の信号焰管、信号火せん、煙火を製造する事業所の保安責任者等（主に煙火製造所が対象）

乙種……………上記を含む火薬類を1日に一定量未満（硝安油剤爆薬及び起爆薬を除く火薬及び爆薬の場合は1トン）製造する事業所等の保安責任者等

甲種……………火薬類を製造する事業所の保安責任者等（数量等の制限なし）

イ 火薬類取扱保安責任者（火薬類の取扱数量により区分）

乙種……………1年間に爆薬20トン未満を貯蔵する火薬庫等及び1カ月に25kg以上1トン未満の火薬又は爆薬を消費する消費場所の保安責任者等

甲種……………火薬庫及び消費場所の保安責任者等（数量等の制限なし）

162表 火薬類保安責任者免状交付状況（知事交付分）

（単位：人）

年度 種類	平成9年 度まで	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	合計
丙種製造	13	1	1	2	1	1		3	1		1						24
甲種取扱	1,157	25	34	33	16	31	29	10	6	12	10	9	10	8	8	9	1,407
乙種取扱	2,541	20	20	12	10	11	3	4	5	3	3	2	6	6	2	4	2,652
計	3,711	46	55	47	27	43	32	17	12	15	14	11	16	14	10	13	4,083

項目	火薬類の貯蔵・消費及びその保管管理に関する違反の態様										行政処分等											
	消費場所関係										違反のあった者に対する法に基づく処分											
	火工所					発破等の場所																
	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	
帳簿の記載等の義務	火工所の見張人	発破の方法	発破の記録の記載	残火薬類の返送	その他	報告	取扱保安責任者の職務	保安教育の実施	その他	取扱保安責任者の無選任	警告文書の発令	注意所の受付	その他の処分	改善命令（火薬の貯蔵）	改善命令（火薬庫の構造等）	許可の取り消し（譲渡・譲受）	許可の取り消し（消費）	許可の取り消し等	製造業者、販売業者に対する	緊急措置	その他	
火薬類販売所																						
探石																						
土木																						
電源開発																						
その他																						
火薬庫																						
1級																						
2級																						
3級																						
実包																						
煙火																						
銃具																						
その他																						
火薬庫外貯蔵所																						
販売業者																						
消費者																						
小計																						
合計																						

注1 規則第24条第2号から第8号・第11号から第15号及び規則第24条の2から第29条に係る当該規定項目
 注2 規則第24条第9号・第10号及び規則第24条の2から第29条に係る当該規定項目
 注3 規則第24条第16号及び規則第24条の2から第27条の4に係る当該規定項目（規則第27条の2・第27条の3を除く）

(7) 火薬類の災害事故発生状況

産業火薬類や煙火の災害事故は、全国的には減少傾向で、近年はほぼ横ばいであるが、発破場所における飛石に代表される産業火薬類の事故や煙火の製造・消費中の事故が依然として発生している。火薬類に起因する災害事故は、一旦発生すると人的・物的に甚大な被害をもたらすおそれがあるため、なお一層の火薬類の保安確保に努めていく必要がある。

また、平成24年において、本県ではがん具煙火消費中に1件事故が発生した。

164表 火薬類事故発生状況

1 石川県内 (() 内の数字については種類不明)

種類	年	産業					煙火					がん具煙火					合計								
		昭和38~平成2	平成3	平成4~15	平成16	平成17~23	平成24	昭和38~平成2	平成3	平成4~15	平成16	平成17~23	平成24	昭和38~平成2	平成3	平成4~15	平成16	平成17~23	平成24	昭和38~平成2	平成3	平成4~15	平成16	平成17~23	平成24
製造中	件数																								
	死者																								
	負傷者																								
消費中	件数	17			1								2					1	22						1
	死者	1																	1						
	負傷者	14											1					1	31						1
運搬中	件数																								
	死者																								
	負傷者																								
貯蔵中	件数																		(1)						
	死者																								
	負傷者																								
がんろう中	件数																		(3)	(1)					
	死者																		(3)	(2)					
	負傷者																		(3)	(2)					
その他事故	件数																		(23)						
	死者																		(2)						
	負傷者																		(2)						
合計	件数	17			1								2					1	49	1					1
	死者	1																	3						
	負傷者	14											1					1	36	2					1

(注) 上表中、「産業火薬」の「消費中」の18件内訳
 発破操作誤り 3件
 発破不確認(不発と誤認し、早めに戻り事故にあったもの) 4件
 退避が不確実であったもの 1件
 飛石によるもの 10件

上表中、「合計」の「その他の事故」の23件内訳
 不正に持ち出した火薬類を他人に威嚇するため使用したもの 5件
 不正に持ち出した火薬類を自殺に使用したもの 4件
 不正持ち出し、及び盗難 13件
 がん具煙火陳列中に火災となったもの 1件

2 全国

種類	年	産業					煙火					がん具煙火					合計							
		平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24			
製造中	件数	6	2	1	1				4		2			1				1	7	6	1	3	1	
	死者	1	1										1					2	1	0				
	負傷者	3		1					4		1							3	4			1		
消費中	件数	7	1		2	4	32	29	17	24	43	1	2		5	7	40	32	17	31	54			
	死者						1									1								
	負傷者	5			1	3	41	41	31	26	27	1	5		2	4	47	46	31	29	34			
運搬中	件数															0								
	死者																							
	負傷者																							
貯蔵中	件数																							
	死者																							
	負傷者																							
がんろう中	件数												1	1				1	1					
	死者																							
	負傷者												1	1				1	1					
その他	件数		3	1	2	1	1		1	2				1		1	4	2	5	1				
	死者																							
	負傷者		1	1	2				1	3							0	1	2	5	0			
合計	件数	13	6	2	5	5	33	33	18	28	43	3	4		6	8	49	43	20	39	56			
	死者	1	1																0					
	負傷者	8	1	2	3	3	41	45	32	30	27	2	6		2	4	51	52	34	35	34			

(8) 武器等製造法による規制

猟銃等（猟銃、捕鯨銃、もり銃、空気銃）の製造（修理、改造含む。）及び販売の業を営もうとする者に対し、その許可を行うもので、製造設備の技術上の基準及び保管設備の要件を遵守させることにより、公共の安全を確保することを目的としている。

なお、猟銃等以外の武器（例えば自衛隊で使用されるもの等）に関する規制は、経済産業大臣の権限とされている。

県としては、猟銃等製造・販売業者に対する立入検査を実施し、銃・実包等の保管状況や販売台帳の確認作業等により、保安の確保に努めている。

165 表 猟銃等取扱業者数（平成 25 年 3 月 31 日現在）

種類	業者数
製造・販売	3
製造のみ	2
販売のみ	1
計	6

2 高圧ガスの保安

(1) 高圧ガス保安行政の概要

高圧ガスとは、圧縮ガスまたは液化ガスであって「高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号、以下「法」という。）」で定められた圧力以上のものをいう。このうち圧縮ガスとは貯蔵や輸送に便利のように圧縮されているガスをいい、水素ガスや圧縮空気などがある。また、液化ガスとは圧縮または冷却により液体となっているガスをいい、液化石油ガスや液化酸素などがある。なお、アセチレンガスは溶液に溶け込んだガスである溶解ガスであるが、法では圧縮ガスとして取り扱っている。

高圧ガスの利用については、家庭の調理用コンロや湯沸かし器に利用する液化石油ガスを始め、産業活動においてもボイラー燃料や自動車燃料用の液化石油ガス、溶接用のアセチレンガス、冷暖房の冷媒用のフロンガス、空気呼吸器用の圧縮空気、病院での治療用の酸素ガス、炭酸飲料用の炭酸ガス等々、幅広い分野で多種多様な高圧ガスが利用され、なくてはならないものとなっている。

一方、高圧ガスにはその圧力による破裂事故やガス固有の性質による爆発、中毒などの危険性があり、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保する必要がある。

このため、「高圧ガス保安法」によって、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動、輸入、消費及び廃棄並びに容器の製造及び取扱いなどを規制している。このうち一般消費者に対するLPガスの販売、ガス器具の製造などについては、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）」（略称「液化石油ガス法」）により、また、都市ガス事業や簡易ガス事業については、「ガス事業法（昭和29年法律第51号）」により、それぞれ規制している。

（参考）高圧ガスとは

- ・常用の温度又は35℃において、圧力が1MPa以上である圧縮ガス
- ・常用の温度又は15℃において、圧力が0.2MPa以上である圧縮アセチレンガス
- ・常用の温度又は35℃において、圧力が0.2MPa以上である液化ガス
- ・35℃において、圧力が0Paを超える液化ガスであって政令で定めるもの

(2) 高圧ガス保安法関係

ア 法令の改正

平成9年4月、「高圧ガス取締法」から「高圧ガス保安法」に改められた。この改正では、民間事業者による自主的な活動「自主保安」を促進することによって保安の確保を図るという点が新たに規定された。また、平成10年3月31日「規制緩和3カ年計画」が閣議決定され、平成10年度から、規制緩和も行われている。

さらに平成11年には、地方分権推進に関する自治事務化、基準認証制度の見直しによる第三者検査機関制度の拡充、平成13年には、技術基準の性能規定化と改正が進められている。

県では、各種保安講習会、立入検査等を通じ、高圧ガス関係事業者等に対し最新法令の説明を行い、法改正の趣旨である自主保安意識の高揚が図られるよう保安指導に努めている。

（参考）高圧ガス関係法令の主要改正事項（平成9年4月1日施行）

(1) 名称及び目的の変更

自主保安の促進を明確にするため、法律の名称を「高圧ガス取締法」から「高圧ガス保安法」に変更した。また、目的についても「民間事業者による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進」する旨を新たに規定した。

(2) 民間検査能力の活用

完成検査、保安検査等の各種検査については、原則として公的機関（経済産業大臣、都道府県知事、高圧ガス保安協会又は公益法人）が実施することとなっていたが、事業者の保安体制に応じて自主検査又は民間検査会社の検査を認めることとした。

(3) 製造、販売、貯蔵所に係る規制の見直し

販売事業については許可制を届出制に移行し、貯蔵所は販売とは区分して取扱うこととなった。また、製造事業及び貯蔵所では、許可が必要な処理量・貯蔵量の緩和、保安係員等の再講習期間の延長等の規制緩和措置が講じられた。

(4) 国際化への対応

国際単位への統一（例：圧力では「キログラム毎平方センチメートル」から「パスカル」へ）

(5) その他

容器製造業者、冷凍機器製造事業、原料ガス製造事業等の届出制の廃止

イ 高圧ガス保安法による規制の概要

(ア) 高圧ガスの製造の許可、届出

高圧ガス製造者は、1日の処理能力が 100m^3 *（20トン**）以上の第一種製造者と、 100m^3 *未満（3トン以上20トン未満**）の第二種製造者に分けられる。

第一種製造者は、事業所毎に県知事の製造の許可が必要であり、第二種製造者は事業所毎にあらかじめ製造の届出を行う必要がある。

また、第一種製造者は、製造施設の位置、構造、設備、製造するガスの種類、製造の方法を変更する場合には、原則として県知事の変更許可が必要である。

(注) *は、不活性ガス（窒素、アルゴン等）以外の場合。不活性ガス、空気の場合は、 300m^3

**は、冷凍設備の冷凍能力を示す。不活性のフルオロカーボンを冷媒ガスとする場合、第一種製造者は50トン以上、第二種製造者は20トン以上50トン未満となる。

(参考) 高圧ガスの製造とは、

- ・高圧ガスでない気体を高圧ガスである気体にする（圧縮機等を用いる。）。
- ・高圧ガスである気体の圧力を更に上昇させること。
- ・高圧ガスである気体の圧力をより低い圧力であるが高圧ガスである圧力に降下させること。
- ・気体を高圧ガスである液体にすること（凝縮器で液化させること等）。
- ・液体を高圧ガスである気体にする（気化器で気化させる等）。
- ・高圧ガスを容器に充てんすること。

(イ) 高圧ガスの販売の届出

高圧ガスの販売事業を行おうとする者は、事業所毎に県知事等に届出を行う必要がある。

(ウ) 高圧ガスの輸入の規制

高圧ガスを輸入した者は、容器及び高圧ガスについて県知事等の検査を受ける必要がある。

(エ) 高圧ガスの貯蔵の許可、届出

高圧ガス貯蔵所は、貯蔵量が $3,000\text{m}^3$ *以上の第一種貯蔵所と、 300m^3 以上 $3,000\text{m}^3$ *未満の第二種貯蔵所に分けられる。

第一種貯蔵所は、事業所毎に県知事の貯蔵の許可が必要であり、第二種貯蔵所は事業所毎にあらかじめ貯蔵の届出を行う必要がある。

また、第一種貯蔵所は、貯蔵施設の位置、構造、設備の変更又は貯蔵するガスの種類、貯蔵の方法を変更する場合には、原則として県知事の変更許可が必要である。

(注) *は、不活性ガスの場合。不活性ガス以外の場合は、第一種貯蔵所が $1,000\text{m}^3$ （10トン）、第二種貯蔵所は 300m^3 以上 $1,000\text{m}^3$ 未満（3トン以上10トン未満）。（ ）内は、液化ガス。

(オ) 高圧ガスの移動の規制

高圧ガスの移動については、届出の必要はないが、移動の手段、高圧ガスの種類及び量を問わず、規制を受ける。

(カ) 高圧ガスの消費の届出

消費とは、高圧ガスを燃焼などの目的のため、高圧ガスを高圧ガスでない状態に移行させ、その生じたガスを使用することである。

特定高圧ガス消費者は、貯蔵設備、消費設備についてあらかじめ県知事に届出を行う必要が

ある。これ以外の者であって可燃性ガス、毒性ガス、酸素又は空気を消費する場合は、届出の必要はないが、規制を受ける。

(参考) 特定高圧ガス消費者とは、

- ・圧縮モノシラン、圧縮ジボラン、液化アルシン等の消費に際し災害の発生を防止するため特別の注意を要する高圧ガスを消費する者
- ・液化酸素、液化石油ガス等の高圧ガスであって、政令で定める数量以上貯蔵して消費する際に公共の安全を維持し、又は災害の発生を防止するため特別の注意を要する高圧ガスを消費する者

(キ) 高圧ガスの廃棄の規制

容器又は設備内にある高圧ガスを大気に拡散させる等により廃棄することであり、届出の必要はないが、可燃性ガス、毒性ガス、酸素については廃棄の方法について規制を受ける。

(ク) 高圧ガスの容器の規制

容器の製造、輸入、所有及び再検査に対して規制を受ける。なお、容器検査、容器再検査を行う者は県知事の登録を受ける必要がある。

ウ 現 状

高圧ガス保安法に基づく、製造事業所、貯蔵所、販売所等の設置状況は、167表 高圧ガス事業所数のとおりである。なお、平成24年度における許可申請等の状況は166表のとおりである。

(ア) 一般高圧ガス

本県で消費される一般高圧ガスは、天然ガス、酸素、アセチレン、炭酸ガス、水素、窒素、アルゴン等が各種事業所、病院、大学等において幅広い用途に用いられており、ガスの性質も、可燃性、毒性、不活性と多岐にわたる。

(イ) 液化石油ガス

液化石油ガスについては、容器への充てん施設33事業所、LPガススタンド25事業所である。

(ウ) 冷凍ガス

冷凍用の冷媒としては、毒性・可燃性ガスであるアンモニアから、管理しやすい不活性ガスであるR12等のフルオロカーボン（フロン）ガスへの転換が図られてきた。しかし、成層圏のオゾン層破壊に影響を及ぼすフロンガスの製造・輸入等が禁止となり、R22、R134a等の代替フロンガスに切り替えられている。しかし、代替フロンガスは、地球温暖化の原因物質となるものもあることから、アンモニアが再び冷媒として見直される動きもある。

166表 平成24年度許可申請等状況

	第1種製造者				第2種製造者	第1種貯蔵所		第2種貯蔵所	特定高圧ガス消費者
	一般	LP	コンビ	冷凍		一般	LP		
新規許可又は新規届	2	0	0	0	23	3	2	7	1
変更許可又は変更届	10	11	1	0	4	1	1	11	15
軽微変更届					51	—	7	—	—
廃止届					7	7	0	1	0

	容器検査	容器再検査	充てんガスの変更	特別充てん	容器検査所の登録	容器検査所の登録更新	容器検査所の廃止	輸入検査
申請件数	0	0	1	0	1	1	0	1

167表 高圧ガス事業所数（平成25年3月31日現在）

区分 市町名	第1種製造者						第2種製造者						第1種貯蔵所			第2種貯蔵所			特定高圧ガス消費者			容器検査所			
	一般・液石・コンビ					冷凍	一般・液石					冷凍	貯蔵所数	一般のみ	LPのみ	一般LP	貯蔵所数	一般のみ	LPのみ	一般LP	事業所数		一般	LP	一般LP
	事業所数	一般のみ	LPのみ	一般LP	コンビ		事業所数	一般のみ	LPのみ	一般LP	事業所数														
加賀市	5	1	2	2	0	12	20	19	1	0	98	4	0	4	0	5	5	0	0	4	0	4	0	0	
小松市	22	14	4	4	0	4	34	34	0	0	111	8	2	4	2	8	6	1	1	12	6	4	2	3	
能美市	19	16	2	1	0	1	16	16	0	0	60	4	3	1	0	12	8	3	1	19	11	8	0	1	
川北町	3	1	2	0	0	1	2	2	0	0	3	0	0	0	0	3	3	0	0	2	1	0	1	0	
白山市	16	7	7	2	0	4	24	24	0	0	61	9	0	9	0	14	10	4	0	17	3	14	0	0	
野々市市	1	0	1	0	0	5	7	7	0	0	28	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
金沢市	35	12	21	2	0	22	58	57	1	0	279	9	5	4	0	35	34	0	1	12	7	5	0	9	
津幡町	2	1	1	0	0	1	6	6	0	0	14	1	0	1	0	3	3	0	0	1	1	0	0	0	
内灘町	0	0	0	0	0	2	8	8	0	0	12	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	
かほく市	2	1	1	0	0	0	5	5	0	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
羽咋市	2	0	1	1	0	0	4	4	0	0	8	4	1	3	0	3	1	2	0	5	0	4	1	0	
志賀町	4	4	0	0	0	2	5	5	0	0	29	4	2	2	0	8	2	3	3	4	2	2	0	0	
宝達志水町	1	0	1	0	0	1	3	3	0	0	12	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
七尾市	5	1	2	1	1	7	13	13	0	0	67	5	2	3	0	7	5	1	1	5	3	2	0	0	
中能登町	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	9	2	0	2	0	1	1	0	0	2	0	2	0	0	
輪島市	3	2	1	0	0	2	6	6	0	0	14	2	1	1	0	1	1	0	0	2	1	1	0	0	
穴水町	1	0	1	0	0	1	3	3	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
珠洲市	2	0	2	0	0	0	3	3	0	0	16	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
能登町	2	1	1	0	0	1	2	2	0	0	15	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	
計	125	61	50	13	1	66	220	218	2	0	866	55	19	34	2	104	83	14	7	87	37	46	4	13	

区分 市町名	高圧ガス販売所				液化石油ガス販売	保安機関	設備工事事業者	充てん設備	
	一般ガス	LPガス	冷凍	凍				従来型	新型
加賀市	7	36	1		23	22	48		
小松市	18	44	6		34	33	93	3	5
能美市	4	15	2		12	11	33		
川北町	4	4	1		1	1	4		2
白山市	9	34	4		28	27	68	4	4
野々市市	13	13			5	5	18		
金沢市	162	93	90		65	69	270	8	13
内灘町		2	1		1	1	16		
津幡町		9	1		7	7	23		
かほく市	2	11	2		10	11	27		
羽咋市	2	14	1		13	14	18	3	
宝達志水町		4	1		2	2	5		
志賀町		15	1		9	9	20		
七尾市	11	21	5		22	24	50	11	4
中能登町	2	6			6	6	19		
輪島市	2	21			21	20	23		
穴水町	3	6			5	6	4		
珠洲市	6	15	1		13	14	22		
能登町	1	22	1		18	18	34		
計	246	385	118		295	300	795	29	28

(3) 液化石油ガス法関係

ア 法令の改正

液化石油ガス関係法令については、事故発生件数が、昭和50年代のピーク時から10分の1にまで減少していることなどを踏まえ、規制緩和が推進され、平成9年4月、法令が大幅に改正された。その主な内容は、保安機関制度の創設、販売事業者の登録制への移行、貯蔵施設等の規制の見直しなどである。

平成12年4月には、従来の機関委任事務から自治事務への移行に伴い各種手数料を条例化するとともに、液化石油ガス器具等の販売事業者への立入検査の実施主体が県となる等、法令が整備された。さらに、平成14年10月には、修理の際に、計画・責任者を定めることが義務化され、白管等の埋設管について点検・調査の期間が短縮された。また、設備等に係る技術上の基準の性能規定化が進んだ。

(参考) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液化石油ガス法）

(1) 販売事業の見直し、保安機関制度の創設

販売事業者は消費者に対し保安業務の実施が義務づけられていたため、販売事業が許可制になっていたが、保安業務に係る委託の進展の現状を踏まえ、実際に保安業務を行う者を規制の対象とする保安機関制度を導入し、販売事業を登録制に移行した。

(2) 保安体制の高度化に対応した規制体系の整備

集中監視システム等の高度な保安体制を構築した事業者に対しては、業務主任者の選任、消費整備の調査の周期等についてのメリットを供与することとした。

(3) バルク供給に関する規制の整備

販売事業に係る流通の効率化の一つの大きな柱であるバルク供給（消費先にバルク貯槽等を設置し、バルクローリーで充てんするシステム）について、法適用の整理、技術基準の整備等を行った。

(4) 消費者への情報開示の充実

契約時に消費者に交付する書面について、取引及び保安に関する情報の充実を図ることとした。

(5) その他

指定製造事業制度の廃止、事業者切り替えに係る1週間ルールを導入等

イ 液化石油ガス法による規制の概要

(ア) 液化石油ガス（LPガス）販売事業

生活用としてLPガスを使う一般消費者等にLPガスを販売する事業を行う者は、県知事又は経済産業大臣（複数の都道府県区域内に販売所を設置する場合）に登録が必要である。また、販売事業者は、原則として貯蔵施設（容器置場）を保有する義務があり、貯蔵施設は技術上の基準に適合する義務がある。

その他の義務としては、規格に適合しないLPガスの販売の禁止、一般消費者等への注意書面の交付、従業員への保安教育、業務主任者及び同代理者の選任及び届出などがある。

(イ) 保安業務

保安業務とは、供給開始時点検・調査、容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検、定期消費設備調査、周知、緊急時対応、緊急時連絡の7区分から成り、販売事業者は、一般消費者等に対し保安業務を行う義務がある。

保安業務を行う者は保安機関として認定を受ける必要があり、保安機関は保安業務規程を定め、認可を受ける義務がある。保安機関の認定の有効期間は5年であり、認定の更新が必要となる。また、一般消費者等の上限の数を増加する時は、認可を受ける義務がある。

(ウ) 液化石油ガス販売事業者の認定

販売事業者は集中監視システムの導入等、高度かつより確実な保安確保手法を講じている場合で、一定の基準（集中監視システムに接続する一般消費者数が70%以上である等）に適合する場合は、認定販売事業者の認定を受けることができる。認定により、業務主任者の選任、保

安業務の方法、供給設備点検などにおいて特例措置を受けることができる。

認定販売事業者は、一般消費者数及び認定対象消費者数について報告する義務がある。

(エ) 貯蔵施設及び充てんのための設備

販売事業者は、3トン以上のLPガスを貯蔵する貯蔵施設を設置する時、又は特定供給設備を設置して供給しようとする時は、県知事の許可を受ける必要がある。施設の変更の時も原則として許可が必要であり、いずれの場合も完成検査を受ける義務がある。

供給設備にLPガスを充てんする時は、充てん設備の許可が必要であり、LPガスの充てん作業等の基準を守る義務がある。また、充てん設備については年1回保安検査を受ける義務がある。

(参考) 特定供給設備とは

容器又はバルク容器で3トン以上、貯槽又はバルク貯槽で1トン以上貯蔵する貯蔵設備で、気化装置及び調整器からなる供給設備をいう。

(オ) 液化石油ガス設備工事

学校、病院、百貨店その他の不特定多数の者が出入りする施設及びアパート、マンション等多数の者が居住する建築物について、500キログラムを超える量のLPガスを貯蔵して供給する供給設備の設置工事をした時は、液化石油ガス設備工事の届出の義務がある。

設備工事の内、特別の知識及び技能等が必要な作業については、液化石油ガス設備士が従事する義務がある。

設備工事の事業を行う者は、特定液化石油ガス設備工事業の届出の義務がある。その他、施工後の設備と事業者の代表者名、名称等の表示の義務がある。

(カ) 帳簿の記載等

販売事業者、保安機関、充てん事業者等は、帳簿の記載、保存及び報告の義務がある。

ウ 現 状

液化石油ガスは、昭和30年頃から一般家庭用燃料として使用されはじめたが、大幅な普及をとげ、現在、県内世帯数の約70%に当たる約30万世帯で利用され、県内で、家庭業務用として1年間に消費される量は、約9万トンに達している。

一般家庭等にLPガスを供給している販売所数は、年々減少傾向にあり、LPガス販売業界の合理化が徐々に進行しているものと考えられている。

168表 LPガス販売所数（県所管のもの）

区分 \ 年度	平成15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
年度末数（販売所数）	372	370	367	352	337	329	304	302	299	295
H15年を100とした指数	100.0	99.5	98.7	94.6	90.6	88.4	81.7	81.2	80.4	79.3

(4) 高圧ガスの保安対策

県では、第一種製造者となる高圧ガス製造施設に対し、定期的に、保安・立入検査を実施し、製造施設の状態、保安教育等の実施状況、保安設備等について検査を行っている。平成24年度は、63事業所に保安・立入検査を実施し、9事業所に改善指示を行った。主な改善指示事項は、「微少漏洩」、「保安教育計画の不備」、「ガス漏れ検知器の不良」であった。また、これ以外にも高圧ガス貯蔵所・特定高圧ガス消費者等も含め延べ97事業所に対し立入検査を実施し、保安管理の徹底について指導をしている。

また、冷凍設備関係については、石川県冷凍設備保安協会に、事業所への立入調査を委託し、事

業者の自主保安活動の促進に向け支援を行っている。

高圧ガス移動防災対策については、事業者によって組織されている石川県高圧ガス地域防災協議会が保安活動の中核となって事故発生時に応援活動を実施する防災事業所の整備、防災関係機関と連携した防災訓練の実施、保安講習会の開催等により、防災技術の向上に努めている。また、県では、県警察本部と連携して高圧ガス輸送車両に対する路上取締を実施している。平成24年度は車両3台に対し取締を行ったが、違反は確認できなかった。

一方、一般消費者等向けのLPガスは、各戸が各々に契約したLPガス販売所がその供給設備の保全に責任を持つこととなっている。一般消費者等向けLPガスの事故件数は、安全機器の普及により大幅に減少しているが、CO中毒事故対策、埋設管対策が保安面での重要課題となっており、県では、販売所への立入検査、講習会での周知、消防、警察機関とも十分にタイアップした保安指導等により、取組の推進に当たっている。また、一般消費者等の保安知識の向上を図るため、将来消費者となる中学校1年生を対象にパンフレットの作成等を行い、保安教育啓発にも力を注いでいる。

この他、一般社団法人石川県エルピーガス協会は、販売所への巡回指導、販売所を対象とした講習会の開催、一般消費者等への普及啓発を実施している。

(5) 免状の交付

高圧ガスの製造に係る保安業務、高圧ガス販売業務及び液化石油ガス設備工事に係る業務を行う者は、それぞれの業務に応じた試験に合格又は講習を修了し、免状の交付を受けた者（169表 高圧ガス製造保安責任者等免状交付状況）の中から選任される。

なお、高圧ガス製造保安責任者等の免状交付事務は、平成23年度から、石川県知事の委託を受けた高圧ガス保安協会が行っている。

ア 第一種製造者（窒素等の移動式製造設備、気化器等による製造等は除く。）

事業所の規模や形態に応じて保安統括者、保安主任者、保安係員等（170表 保安統括者等の職務、区分、資格）を選任し、保安に関する職務を行わせる義務がある。

また、冷凍設備については、冷凍保安責任者（171表 冷凍保安責任者の職務、区分、資格）を選任し、保安に関する業務を行わせる義務がある。

イ 販売業者

高圧ガスの販売所は、販売所ごとに販売主任者免状又は製造保安責任者免状の交付を受けている者の中から、高圧ガス販売主任者を選任（172表 販売主任者の選任区分、資格）し、保安に関する職務を行わせる義務がある。

ウ 業務主任者

一般消費者等へのLPガス販売所は、販売所ごとに消費者の数に応じた業務主任者を第二種販売主任者免状の交付を受けている者の中から選任し、保安に関する職務を行わせる義務がある。

エ 液化石油ガス設備工事業者

液化石油ガス設備士でなければ、一般消費者等の液化石油ガス設備工事の作業に従事してはならない。

オ 講習義務

保安企画推進及び保安主任者、保安係員、液化石油ガス設備士、業務主任者は、保安技術及び保安対策、法令の動向、事故の情報などに関する講習を定期的に受講する義務がある。

169表 高圧ガス製造保安責任者等免状交付状況

(単位：人)

年度 種別	区 分	平成 12年度 まで	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	合 計
製 造 保 安 責 任 者	乙種化学	89	3	2	2	7	6	2	8	4	5	9	7	11	155
	丙種化学(液石)	1,325	39	43	33	22	58	33	31	33	45	42	35	42	1,781
	丙種化学(特別)	225	17	11	9	17	17	19	17	32	21	14	17	25	441
	乙種機械	168	9	10	9	6	13	7	8	6	10	13	17	15	291
	第二種冷凍機械	147	9	23	18	14	15	9	20	16	23	20	2	6	322
	第三種冷凍機械	1,596	24	4	58	29	38	32	33	45	35	36	20	32	1,982
	小 計	3,550	101	93	129	95	147	102	117	136	139	134	98	131	4,972
販 売 主 任 者	第一種	229	14	12	29	16	13	12	9	13	19	27	9	8	410
	第二種	4,542	77	45	49	50	63	54	61	53	85	75	49	63	5,266
	小 計	4,771	91	57	78	66	76	66	70	66	104	102	58	71	5,676
液化石油ガス設備士		3,372	64	74	76	64	61	46	58	45	35	44	37	33	4,009
計		11,693	256	224	283	225	284	214	245	247	278	280	193	235	14,657

170表 保安統括者等の職務、区分、資格

職務及び名称	必要免状	製 造 保 安 責 任 者				
		甲種 機 械	甲種 化 学	乙種 機 械	乙種 化 学	丙種 化 学
保安統括者	高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を統括管理する。	—	—	—	—	—
保安技術管理者	大規模な製造所等で、保安統括者を補佐して、高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項を管理する。	○	○	○*	○*	○ ***
保安企画推進員	大規模な製造所等で、危害予防規程の立案及び整備、保安教育計画の立案及び推進その他高圧ガス製造に係る保安に関する業務で、保安統括者を補佐する。	—	—	—	—	—
保安主任者	大規模な製造所等で、保安技術管理者を補佐して、保安係員を指揮する。	○	○	○	○**	×
保安係員	製造のための施設の維持、製造の方法の監視その他高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的な事項を管理する。	○	○	○	○**	○**
免状の交付を行う者		大臣	大臣	知事	知事	知事

(注) *は、処理能力100万m³未満の事業所に限る。

**は、免状に記載してあるガス種及び不活性ガスに限る。

***は、丙種化学(液石)の場合で、液化石油ガス保安規則、コンビナート等保安規則に係る製造所に限る。

保安技術管理者、保安企画推進員、保安主任者、保安係員は選任に当たり、実務経験が必要である。

大臣は経済産業大臣、知事は石川県知事を示す(171表、172表とも同じ)。

171表 冷凍保安責任者の職務、区分、資格（冷凍則）

製造施設の区分、職務		必要免状	冷凍機械責任者		
			第一種	第二種	第三種
1日の冷凍能力が300トン以上の製造所	高压ガスの製造に係る保安に関する業務を管理する。		○	×	×
1日の冷凍能力が100トン以上300トン未満の製造所			○	○	×
1日の冷凍能力が100トン未満の製造所*			○	○	○
免状の交付を行う者			大臣	知事	知事

(注) *は、冷媒ガスがフルオロカーボンで、冷凍機がユニット型の場合は、選任の必要がない。

172表 販売主任者の選任区分、資格

区分	必要免状	販売主任者		製造保安責任者				
		第一種	第二種	甲種機械	甲種化学	乙種機械	乙種化学	丙種化学
液化石油ガスの販売所		×	○	○	○	○	○	○*
液化石油ガス以外の販売所		○	×	○	○	○	○	×
免状の交付を行う者		知事	知事	大臣	大臣	知事	知事	知事

(注) *は、丙種化学（液石）のみ。

(6) 高压ガス災害事故発生状況

本県における高压ガスの事故は、173表のとおり毎年数件で推移しており、死者が生じた事故は発生していない。平成24年において、計11件の事故が発生したが、ガス漏洩爆発事故やガス漏洩事故の災害が5件、容器の盗難・喪失が6件であった。

173表 高压ガス、LPガス災害発生件数

(単位：件、人)

年		平成	16	17	18	19	20	21	22	23	24
区分		15									
高压ガス	件数	5	8	4	6	11	7	8	11	3	11
	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重傷者	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	軽傷者	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1
LPガス	件数	3	4	0	4	0	5	3	6	3	1
	死者	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
	重傷者	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0
	軽傷者	3	0	0	1	0	5	4	3	3	0

一方、LPガスを消費する一般消費者等におけるLPガス事故は、平成24年において、1件の事故が発生したが、負傷者等はいなかった。

国では、LPガス事故によるB級事故（死亡者0）を目指して、「保安高度化プログラム」を推進しているが、県もこのプログラムに準じて、LPガス設備士の技能の向上、埋設管の点検・調査、CO中毒対策等に取り組んでいる。

3 電気工事の保安

(1) 電気工事士

ア 電気工事士の保安行政の概要

電気工事の欠陥による災害の発生を防止することを目的に、電気工事に従事する者の資格及び義務を規定した「電気工事士法（昭和35年法律第139号）」が定められており、県では主に電気工事士免状の交付事務を行っている。

イ 電気工事士法の概要

電気工事士法では、電気工事士でなければ一般用電気工作物（主に一般住宅や小規模な店舗、事務所などの電気工作物）及び自家用電気工作物（一般用電気工作物及び電気事業者用電気工作物以外の電気工作物）に係る電気工事の作業に従事してはならないこととされており、また、電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める技術基準に適合するように作業しなければならないとされている。

なお、昭和62年の法改正により、電気工事士免状が第一種と第二種に区分され、それまでの電気工事士免状は第二種電気工事士免状となった。このうち第一種電気工事士については、定期講習の受講義務（5年ごと）がある。

それぞれの資格のできる工事の種類は次のとおりである。

第一種電気工事士……一般用電気工作物及び自家用電気工作物

第二種電気工事士……一般用電気工作物

174表 電気工事士免状交付状況

（単位：人）

区分	年度	平成15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	合計
	まで											
第一種電気工事士		5,985	117	111	108	82	114	94	88	95	60	6,854
返納者*		161	50	13	2	5	40	42	11	1	8	333
第二種電気工事士		18,472	433	353	417	371	401	620	605	513	635	22,820

※ 第一種電気工事士の下欄は、平成6年度から開始した自主返納制度による返納数である。

(2) 電気工事業

ア 電気工事業の保安行政の概要

一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安の確保を図ることを目的に、電気工事業者の登録等及び業務の規制を行うため「電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）」（略称「電気工事業法」）が定められている。

イ 電気工事業法の概要

電気工事業法では、電気工事業を営もうとする者は、知事への登録・届出等の手続きを行わなければならないこと、電気工事士でない者に電気工事をさせてはならないこと、電気工事業者でない者に電気工事を請け負わせてはならないこと、及び電気用品安全法に基づくPSEマークが付された電気用品以外は使用してはならないことなどが定められている。

電気工事業者の登録・届出等には次の種類がある。

- (ア) 登録電気工事業者……………下記以外の業者（知事の登録を受ける必要あり）
- (イ) みなし登録電気工事業者…………建設業法（昭和24年法律第100号）の許可を受けて一般用電気工作物を含む工事を行う業者（知事に届出が必要）
- (ウ) 通知電気工事業者……………建設業法の許可を受けずに自家用電気工作物のみの工事を行う業者（知事に通知が必要）
- (エ) みなし通知電気工事業者…………建設業法の許可を受けて自家用電気工作物のみの工事を行う業者（知事に通知が必要）

なお、登録電気工事業者の登録は有効期間が5年間となっているため、期間満了後も引き続き電気工事業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

175表 電気工事業者数

(単位：件)

区分 \ 年度	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
登録電気工事業者	523	529	541	541	517	510	537	487	515	557	592
みなし登録電気工事業者	442	421	426	423	438	444	458	375	452	451	465
通知電気工事業者	7	7	7	7	7	7	7	7	8	8	8
みなし通知電気工事業者	3	3	3	3	3	3	3	4	3	3	4
計	975	960	977	974	965	964	1,005	873	978	1,019	1,069

ウ 電気工事及び電気製品の保安対策

電気工事の保安対策の重点は、電気工事の欠陥による災害発生の防止であり、そのため、電気工事業法及び電気工事士法等の関係法令遵守の徹底を図るため、石川県電気工事工業組合へ保安技術講習会の開催及び電気工事業者保安調査を業務委託し、保安教育及び立入検査の補完としている。

なお、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に基づく粗悪な電気用品の販売規制のための電気用品販売業者への立入検査については、平成9年4月から市町（消防本部）に事務委任している（平成12年4月以降は権限移譲）。

4 保安関係の表彰

(1) 国の行う表彰

ア 火薬類保安経済産業大臣表彰、火薬類保安中部近畿産業保安監督部長表彰

永年にわたり火薬類の保安に関し極めて顕著な功績をあげた保安功労者、火薬類による災害防止のため不断の努力を重ね、著しい成果を収めた優良事業所等を表彰することにより、保安意識の高揚を図り、もって火薬類の保安を推進することを目的とする。

表彰は隔年実施となっており、平成24年度は大臣表彰が実施され、1名が受賞者した。

176表 平成24年度の火薬類保安経済産業大臣表彰、火薬類保安中部近畿産業保安監督部長表彰

区分		受賞者
経済産業大臣表彰	保安功労者	中田 茂行（株式会社北都組）

イ 高圧ガス保安経済産業大臣表彰、高圧ガス保安中部近畿産業保安監督部長表彰

高圧ガス保安に関し、高圧ガスによる災害防止のため不断の努力を重ね、著しい成果を収めた優良事業所及び永年にわたり高圧ガスの保安に関し極めて顕著な功績を上げた保安功労者等を表彰することにより、保安意識の高揚を図り、もって高圧ガス保安を推進することを目的とする。

平成24年度は、1名が大臣表彰を、1団体が部長表彰を受賞した。

177表 平成24年度の高圧ガス保安経済産業大臣表彰、高圧ガス保安中部近畿産業保安監督部長表彰

区分		受賞者
経済産業大臣表彰	保安功労者	山上 信次郎（有限会社山上石油）
中部近畿産業保安監督部長表彰	優良販売業者	株式会社木谷プロパン

178表 国の表彰 受賞者数

区分	年度																								合 計
	平成 5 年度迄	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度					
経済産業大臣表彰	2			1	1	1	3	2	3	2	2	1		4		2		1	1	2	28				
火薬類										1		1		2		1				1	6				
保安功労者														1		1				1	3				
優良従事者										1		1		1							3				
優良事業所																									
高压ガス	2			1	1	1	3	2	3	1	2			2		1		1	1	1	22				
優良製造所				1	1				1	1	1			1		1					7				
優良販売業者等							1	1	1	1	1			1				1			6				
保安功労者	2						1	1	1											1	6				
優良製造保安責任者等						1	1												1		3				
中部近畿産業保安監督部長表彰	21	4	4	5	5	2	5	3	8	3	5	3	6	2	3	3	2	1	1	1	87				
火薬類	12		1		2		2		3		2		3		2						27				
保安功労者	2		1				1		1		1		1		1						7				
優良従事者	6				1		1		1		1		1		1						12				
優良事業所	4				1				1				1		1						8				
高压ガス	9	4	3	5	3	2	3	3	5	3	3	3	3	2	1	3	2	1	1	1	60				
優良製造所	3	1		2	1		2	1	2		1					1	1				15				
優良販売業者	2	2	2	2	1	2	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	24				
保安功労者	2	1		1				1	2	1	1	1	1			1					12				
優良製造保安責任者				1		1			1					1							4				
優良業務主任者	2										1				1						4				
優良高压ガス輸送事業者													1								1				

※経済産業大臣表彰…火薬類：平成14年度～、高压ガス：平成元年度～

中部近畿産業保安監督部長表彰…火薬類：昭和58年度～、高压ガス：平成元年度～

中部近畿産業保安監督部長表彰は、平成17年度まで中部経済産業局長表彰、平成18年度～平成23年度まで原子力安全・保安院長表彰として実施。

(2) 県の行う表彰

ア 高压ガス・火薬類保安知事表彰

高压ガス及び火薬類による災害防止のため、不断の努力を重ね、著しい成果を収めた優良事業所、並びに永年にわたり高压ガス及び火薬類の保安に関し尽力し、きわめて顕著な功績をあげた保安功労者等を表彰することにより、高压ガス及び火薬類の保安に関する技術の向上と保安意識の高揚に資することを目的とする。

高压ガス及び火薬類保安功労者等の知事表彰実施要領に基づき、高压ガスについては年1回、火薬類については2年に1回実施している。

平成24年度は、高压ガスで4名(団体)、火薬類で5名(団体)が受賞した。

179表 平成24年度の高圧ガス・火薬類保安知事表彰

区分		受賞者
高圧ガス	優良事業所（優良製造業者）	北日本物産株式会社七尾営業所
	優良事業所（優良販売業者）	株式会社マルキ加賀支店 有限会社田畑商店
	保安功労者	三島 孝（三谷産業イー・シー株式会社）
火薬類	優良事業所	株式会社林銃砲火薬店
	保安功労者	橋場 健次（大日土建株式会社）
	優良保安責任者	中堀 志津子（有限会社中堀銃砲火薬店）
		伊関 美智子（有限会社伊関銃砲火薬店）
加藤 良子（加藤銃砲火薬店）		

イ 電気優良従業員知事表彰

永年にわたり、電気の保安確保に顕著な功績があった者を表彰することにより、電気工事の保安に関する技術の向上と従業員の資質向上を図ることを目的とする。

平成24年度は5名が受賞した。

180表 平成24年度の電気優良従業員知事表彰

区分	受賞者
優良従業員	経田 樹幸（米沢電気工事株式会社）
	林 猛（米沢電気工事株式会社）
	竹矢 一夫（株式会社大地電業所）
	藤田 浩（双葉電建株式会社）
	松田 夕美（坂室電機株式会社）

181表 県の表彰 受賞者数

区分	年度	平成	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	合
		5	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
石川県知事表彰		94	18	16	23	23	25	12	20	12	19	15	30	17	21	8	16	13	17	17	14	430
高圧ガス		52	7	8	10	9	8	8	10	7	8	6	17	9	9	5	6	6	6	7	4	202
優良事業所（優良製造業者）		12		1	3	3	1	3	4	3	1	1	4	2	1	1			1	1	1	43
優良事業所（優良販売業者）		18	4	5	4	2	3	3	2		3	2	4	2	2	1	2	2	4	4	2	69
保安功労者		10	2	1	2	2	2	1	2	1	1	1	2		1	1	1	1		1	1	33
優良保安責任者（優良製造保安責任者）		7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	2	1	1	1				25
優良保安責任者（優良販売・業務主任・取扱主任者）		5				1	1	1	1	1	2	1	2	2	3	2	2	2	1	1		28
優良輸送事業者											2											4
火薬類		12	3		5		4		4		3		4		5		5		4		5	54
保安功労者		1	1		1		1		1		1				1		2		2		1	12
優良保安責任者		6	1		2		1		2		2		3		2		2		1		3	25
優良事業所		5	1		2		2		1				1		2		1		1		1	17
電気		30	8	8	8	14	13	4	6	5	8	9	9	8	7	3	5	7	7	10	5	174
優良従業員		30	8	8	8	14	13	4	6	5	8	9	9	8	7	3	5	7	7	10	5	174

※高圧ガス：昭和60年度～、火薬類：昭和61年度～、電気：平成元年度～

第6 その他

消 防 機 関 一 覧 表

(平成25年 4月1日現在)

市 町 名	本部、署、所名	住 所	電 話 番 号	
金 沢 市	消 防 局	〒921-8042 金沢市泉本町7丁目9番2号	TEL	076-280-0119
			FAX	280-0020
	中 央 消 防 署	"	TEL	280-5016
			FAX	280-5043
	味噌蔵出張所	〒920-0931 金沢市兼六元町3番18号	TEL	280-5103
			FAX	280-5108
	高尾台出張所	〒921-8155 金沢市高尾台4丁目63番地	TEL	280-5214
			FAX	280-5216
	泉野出張所	〒921-8116 金沢市泉野町2丁目1番7号	TEL	280-5305
			FAX	280-5306
	小立野出張所	〒920-0942 金沢市小立野2丁目41番40号	TEL	280-5407
			FAX	280-5408
	駅 西 消 防 署	〒920-0025 金沢市駅西本町1丁目11番29号	TEL	280-6007
			FAX	280-6095
	玉川出張所	〒920-0863 金沢市玉川町9番11号	TEL	280-6102
			FAX	280-6104
	小坂出張所	〒920-0802 金沢市三池町197-55	TEL	280-6204
			FAX	280-6205
森本出張所	〒920-3116 金沢市南森本町又33番地	TEL	280-6305	
		FAX	280-6309	
金 石 消 防 署	〒920-0335 金沢市金石東1丁目3番3号	TEL	280-7012	
		FAX	280-7039	
臨港出張所	〒920-0231 金沢市大野町4丁目ソ部16番地	TEL	280-9021	
		FAX	280-9024	
三和出張所	〒921-8066 金沢市矢木3丁目105番地1	TEL	280-7105	
		FAX	280-7106	
七 尾 市 (中能登町は七尾市に委託)	消 防 本 部	〒926-0851 七尾市つつじが浜3番83	TEL	0767-53-0119
			FAX	53-3796
	七 尾 消 防 署	"	TEL	53-0119
			FAX	53-3249
	和 倉 分 署	〒926-0177 七尾市光陽台30番地	TEL	62-0119
			FAX	62-0119
	中 島 分 遣 所	〒929-2222 七尾市中島町中島乙部156番地1	TEL	66-0119
			FAX	66-0119
	能登島分遣所	〒926-0211 七尾市能登島町字向田馬付谷内38番地	TEL	84-0119
			FAX	84-0119
	灘浦分遣所	〒926-0365 七尾市庵町井部11番地3	TEL	59-1190
FAX			59-1190	
田鶴浜分遣所	〒929-2121 七尾市田鶴浜町リ部6番地	TEL	68-3119	
		FAX	68-3119	
徳田分遣所	〒926-0826 七尾市飯川町45部2番地	TEL	57-0119	
		FAX	57-0119	
中 能 登 消 防 署	〒929-1725 鹿島郡中能登町東馬場か16番地1	TEL	76-0119	
		FAX	76-2067	
小 松 市	消 防 本 部	〒923-0801 小松市園町ホ110番地1	TEL	0761-20-1119
			FAX	23-0119
	中 消 防 署	"	TEL	20-1119
			FAX	23-0119
	東 出 張 所	〒923-0825 小松市西軽海町2丁目204番地14	TEL	47-3519
			FAX	47-4519

市町名	本部、署、所名	住 所	電 話 番 号	
	西出張所	〒923-0004 小松市長崎町4丁目3	TEL	21-9249
			FAX	21-9249
	南消防署	〒923-0305 小松市藁輪町ハ84番地2	TEL	44-2591
			FAX	44-5586
		〒923-0316 小松市井口町と36番地	TEL	65-1393
		FAX	65-1393	
加賀市	消防本部	〒922-0422 加賀市弓波町257番地	TEL	0761-72-0119
			FAX	73-0382
	消防署	〃	TEL	72-0119
			FAX	73-0382
	大聖寺分署	〒922-0811 加賀市大聖寺南町ニ41番地	TEL	73-0119
		FAX	73-1340	
	片山津分署	〒922-0404 加賀市源平町51番地	TEL	74-0119
		FAX	74-1135	
山代分署	〒922-0243 加賀市山代温泉北部1丁目94番地	TEL	77-0119	
	FAX	76-1159		
山中分署	〒922-0112 加賀市山中温泉西桂木町ヌ17番地の2	TEL	78-0119	
		FAX	78-2012	
かほく市	消防本部	〒929-1126 かほく市内日角3丁目1番地	TEL	076-283-3585
			FAX	283-4549
	消防署	〃	TEL	283-3585
			FAX	283-4549
	高松分署	〒929-1215 かほく市高松オ21の1番地	TEL	282-5666
	FAX	282-5669		
津幡町	消防本部	〒929-0325 河北郡津幡町字加賀爪ハ109番地1	TEL	076-288-3000
			FAX	288-5598
	消防署	〃	TEL	288-3000
	FAX	288-5598		
内灘町	消防本部	〒920-0271 河北郡内灘町字鶴ヶ丘2丁目610番地	TEL	286-3301
			FAX	286-4447
	消防署	〃	TEL	286-3301
	FAX	286-4447		
能美広域 事務組合	消防本部	〒923-1121 能美市寺井町た35番地	TEL	0761-58-6320
			FAX	58-6299
	寺井消防署	〃	TEL	58-6320
			FAX	58-6496
	根上分署	〒929-0124 能美市浜町カ175番地	TEL	55-0077
		FAX	55-0077	
	辰口分署	〒923-1246 能美市倉重町戊41番地	TEL	51-6119
	FAX	52-6219		
川北分署	〒923-1267 能美市川北町字壺ツ屋174番地	TEL	076-277-0110	
		FAX	277-1227	
羽咋郡市広域圏 事務組合	消防本部	〒925-8511 羽咋市中央町ア185番地	TEL	0767-22-0089
			FAX	22-5319
	羽咋消防署	〃	TEL	22-0089
			FAX	22-5319
	宝達志水消防署	〒929-1415 羽咋郡宝達志水町敷浪1区52番地	TEL	29-3707
			FAX	29-4774
	志賀消防署	〒925-0125 羽咋郡志賀町西山台1丁目1番地	TEL	32-1776
			FAX	32-3509
	富来分署	〒925-0453 羽咋郡志賀町里本江乙の189番地	TEL	42-1211
			FAX	42-2307

市町名	本部、署、所名	住 所	電 話 番 号		
白山野々市広域 事務組合	消 防 本 部	〒924-0815	TEL	076-276-1119	
		白山市三浦町255番地 1	FAX	276-5237	
	松 任 消 防 署	〃		TEL	276-6119
		〃		FAX	276-5236
	千 代 野 分 署	〒924-0024	TEL	275-2119	
		白山市北安田町861番地 1	FAX	275-6352	
	野々市消防署	〒921-8815	TEL	248-9119	
		野々市市本町 5 丁目83番地	FAX	248-9120	
	鶴 来 消 防 署	〒929-2104	TEL	273-9119	
		白山市月橋町649番地 3	FAX	273-9120	
	美 川 消 防 署	〒929-0204	TEL	278-6119	
		白山市平加町ヌ130番地 1	FAX	278-6302	
	白 山 消 防 署	〒920-2321	TEL	255-8119	
白山市吉野壬89番地		FAX	255-8120		
白 峰 分 署	〒920-2501	TEL	259-2119		
	白山市白峰ハ103番地 3	FAX	259-2190		
奥能登広域圏 事務組合	消 防 本 部	〒928-0021	TEL	0768-22-0327	
		輪島市二ツ屋町 4 字 8 番地の 1	FAX	22-9266	
	輪 島 消 防 署	〃		TEL	22-0327
		〃		FAX	22-9266
	門 前 分 署	〒927-2151	TEL	42-0649	
		輪島市門前町字走出11の28番地	FAX	42-1694	
	町 野 分 遣 所	〒928-0201	TEL	32-0119	
		輪島市町野町広江 1 部111番地 1	FAX	32-0119	
	珠 洲 消 防 署	〒927-1214	TEL	82-0247	
		珠洲市飯田町13部120番地の 1	FAX	82-0587	
	大 谷 分 遣 所	〒927-1321	TEL	87-2229	
		珠洲市大谷町 2 字57番地の11	FAX	87-2229	
	能 登 消 防 署	〒927-0433	TEL	62-0492	
		鳳珠郡能登町字宇出津ハ字128番地	FAX	62-0989	
	内 浦 分 署	〒927-0612	TEL	72-0282	
		鳳珠郡能登町字秋吉30字54番地	FAX	72-1194	
柳 田 分 署	〒928-0331	TEL	76-0085		
	鳳珠郡能登町字柳田梅部104番地	FAX	76-0084		
穴 水 消 防 署	〒927-0027	TEL	52-2011		
	鳳珠郡穴水町字川島ラの174番地	FAX	52-2010		

防災関係機関電話番号一覧表

(平成25年4月1日現在)

○各市町危機管理主管課

市町名	担当部課	電話番号	ファクシミリ番号
金沢市	危機管理課	076-220-2060	076-233-9999
七尾市	防災交通課	0767-53-6880	0767-53-8411
小松市	防災安全センター	0761-24-8150	0761-22-4111
輪島市	防災対策課	0768-23-1157	0768-22-9220
珠洲市	危機管理室	0768-82-7725	0768-82-5685
加賀市	防災防犯対策室	0761-72-7891	0761-72-4640
羽咋市	地域防災対策室	0767-22-7176	0767-22-0240
かほく市	防災環境対策室	076-283-7124	076-283-1115
白山市	防災安全課	076-274-9536	076-274-9535
能美市	防災対策室	0761-58-2201	0761-58-2290
野々市市	環境安全課	076-227-6051	076-227-6251
川北町	総務課	076-277-1111	076-277-1748
津幡町	総務課	076-288-2120	076-288-6358
内灘町	総務課	076-286-6720	076-286-0617
志賀町	環境安全課	0767-32-9321	0767-32-3933
宝達志水町	環境安全課	0767-29-8140	0767-29-4623
中能登町	総務課	0767-74-1234	0767-74-1300
穴水町	生活環境課	0768-52-3770	0768-52-3797
能登町	総務課	0768-62-8510	0768-62-4506

○県内の国関係機関

機 関 名	担 当 部 課	電話番号	ファクシミリ番号
中部管区警察局石川県情報通信部	機動通信課	076-225-0110 (内) 6077	076-225-0208
北陸財務局	総 務 課	076-291-6257	076-291-6226
国立病院機構金沢医療センター	庶 務 課	076-262-4161	076-222-2758
北陸農政局	農 産 課	076-263-2161 (内) 3312	076-232-5824
近畿中国森林管理局石川森林管理署	総 務 課	076-261-7191	076-222-6215
北陸信越運輸局石川運輸支局	監 理 係 輸 送 課	0767-53-1120 076-291-0534	0767-54-8120 076-292-0129
北陸地方整備局金沢港湾・空港整備事務所	工 務 課	076-267-2243	076-267-9019
北陸地方整備局金沢河川国道事務所	河川管理課 道路管理1課	076-264-8800	076-233-9612 076-233-9632
大阪航空局小松空港事務所	管 理 課	0761-24-0828	0761-22-4632
第九管区海上保安本部金沢海上保安部	警備救難課	076-266-6118	076-268-0356
金沢地方气象台	防災業務課 技 術 課	076-260-1462 076-260-1463	076-260-1464
北陸総合通信局	総 務 課	076-233-4411	076-233-4419
石川労働局	総 務 課	076-265-4420	076-221-6020

○国関係機関

機 関 名	担 当 部 課	電話番号	ファクシミリ番号
総務省消防庁	防 災 課	03-5253-7525	03-5253-7535
	防災課防災情報室	03-5253-7526	03-5253-7536
	防災課応急対策室	03-5253-7527	03-5253-7537
	予防課特殊災害室	03-5253-7528	03-5253-7538
	消防・救急課 救急企画室	03-5253-7529	03-5253-7539
	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553
内閣府政策統括官（防災担当）	災害応急対策担当参 事官	03-3501-5408 03-3595-2614	03-3503-5690 03-3595-2303
厚生労働省社会援護局総務課	災害救助・救援対策 室	03-3503-3780	03-3592-5934
中部経済産業局	総 務 課	052-951-2683	052-962-6804
中部近畿産業保安監督部	保 安 課	052-951-0291	052-951-9802

○自衛隊

機 関 名	担 当 部 課	電話番号	ファクシミリ番号
陸上自衛隊第14普通科連隊	第 3 科	076-241-2171 (内) 235	076-241-2171 (内) 269
航空自衛隊第6航空団	防 衛 班	0761-22-2101 (内) 231	0761-22-2101 (内) 651
海上自衛隊舞鶴地方総監部	第3幕僚室	0773-62-2250 (内) 224	0773-64-3609

○公共機関

機 関 名	担 当 部 課	電話番号	ファクシミリ番号
西日本旅客鉄道(株)金沢支社	総務企画課	076-253-5204	076-253-5207
日本貨物鉄道(株)金沢支店	企 画	076-251-7163	076-251-7426
西日本電信電話(株)金沢支店	サービス運営担当	076-220-4100	076-223-8674
郵便事業(株)北陸支社	総務部 企画経営担当	076-220-3122 076-220-3111	076-264-0851
日本通運(株)金沢支店	総 務 課	076-261-1173	076-234-0031
北陸電力(株)石川支店	支店長室業務担当 (総務労務)	076-233-8877	076-231-0630
中日本高速道路(株)金沢支社	企画調整チーム	076-240-4926	076-240-4991
北陸鉄道(株)	総 務 部	076-237-8263	076-237-8123
のと鉄道(株)	穴水駅輸送指令室	0768-52-3743	0768-52-0083

○医療関係機関

機 関 名	担 当 部 課	電話番号	ファクシミリ番号
日本赤十字社石川県支部	事業推進課	076-239-3880	076-239-3881
石川県医師会	事 務 局	076-239-3800	076-239-3810

○報道関係機関

機 関 名	電話番号	ファクシミリ番号
日本放送協会金沢放送局放送部	076-264-7033	076-221-3888
北陸放送(株)報道部	076-262-8111	076-232-0043
石川テレビ放送(株)報道部	076-268-3153	076-268-2228
(株)テレビ金沢報道制作部	076-240-9031	076-240-9096
北陸朝日放送(株)報道制作部	076-269-8841	076-269-8845
(株)エフエム石川放送部	076-262-8050	076-263-7913
(株)北國新聞社社会部	076-260-3534	076-260-3420
(株)中日新聞北陸本社管理部	076-233-4600	076-233-4655
共同通信社金沢支局	076-231-4450	076-224-1713
時事通信社金沢支局	076-221-3171	076-221-3172
朝日新聞社金沢支社	076-261-7575	076-233-8042
毎日新聞社北陸総局	076-263-8811	076-231-7124
読売新聞社金沢総局	076-261-9131	076-231-5254
日本経済新聞社金沢支局	076-232-3311	076-260-3610
日刊工業新聞社金沢支局	076-263-3311	076-263-3312

○県事務所

機 関 名	電話番号	ファクシミリ番号
中能登総合事務所	0767-52-6111	0767-53-4244
奥能登総合事務所	0768-26-2303	0768-26-2305
小松県税事務所	0761-23-1711	0761-23-0963
東京事務所	03-5212-9016	03-5212-9018
大阪事務所	06-6363-3077	06-6363-3130

○中部9県1市等広域応援協定締結者





機 関 名	電 話 番 号	ファクシミリ番号
富山県防災・危機管理課	076-444-3187	076-432-0657
福井県危機対策・防災課	0776-20-0308	0776-22-7617
長野県危機管理防災課	026-235-7184 026-232-0111(勤務時間外)	026-233-4332
岐阜県防災課	058-272-1125 058-272-1034(勤務時間外)	058-271-4119
静岡県危機政策課	054-221-3731	054-221-2456
愛知県災害対策課	052-951-3800 052-954-6844(勤務時間外)	052-954-6912 052-954-6995(勤務時間外)
三重県防災対策室	059-224-2189	059-224-2199
滋賀県防災危機管理局	077-528-3432	077-528-4994
名古屋市消防局防災部防災室	052-972-3522 052-972-3534(勤務時間外)	052-962-4030 052-953-0119(勤務時間外)
新潟県防災企画課	025-280-5988	025-285-4752

[参 考]

記念日及び予防運動等一覧表

月 日	記念日及び週間	備 考
1月17日	防災とボランティアの日	平成7年の阪神・淡路大震災の発生した日
1月15日～21日	防災とボランティア週間	
1月26日	文化財防火デー	昭和24年の法隆寺金堂壁画の火災発生した日
3月1日～7日	春季全国火災予防運動	石川県では3月20日～26日に実施
3月1日～7日	車両火災予防運動	石川県では3月20日～26日に実施
3月1日～7日	全国山火事予防運動	石川県では3月20日～26日に実施
3月1日～7日	建築防災週間（下期）	
3月7日	消防記念日	昭和23年の消防組織法を施行した日
5月1日～31日	水防月間	
6月1日～30日	土砂災害防止月間	
6月1日～7日	がけ崩れ防災週間	
6月の第2週	危険物安全週間	
6月中旬	火薬類危害予防週間	
7月1日	国民安全の日	
8月30日～9月5日	防災週間	
8月30日～9月5日	建築防災週間（上期）	
9月1日	防災の日	大正12年の関東大震災の発生した日
9月9日を含む1週間	救急医療週間	
9月9日	救急の日	
10月1日～31日	L P ガス消費者保安月間	
10月23日～29日	高圧ガス保安活動促進週間	
11月5日	津波防災の日	「稲村の火」の逸話にちなみ、1854年の安政南海地震の発生した日
11月9日	119番の日	消防と住民を結びつけるダイヤルナンバーにちなんで設定
11月9日～15日	秋季全国火災予防運動	
12月1日～7日	雪崩防災週間	
年末年始	年末年始火災予防運動	

震度と揺れ等の状況（概要）

<p>0</p>  <p>【震度0】 人は揺れを感じない。</p>	<p>1</p>  <p>【震度1】 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。</p>	<p>2</p>  <p>【震度2】 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。</p>	<p>3</p>  <p>【震度3】 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。</p>
--	---	---	--

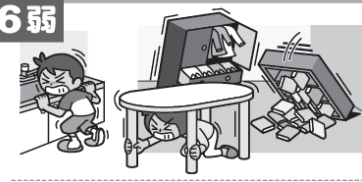
4



【震度4】


- ほとんどの人が驚く。
- 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。
- 座りの悪い置物が、倒れることがある。

6弱

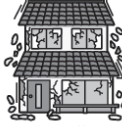


【震度6弱】

- 立っていることが困難になる。
- 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることもある。
- 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
- 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。



耐震性が高い



耐震性が低い

5弱



【震度5弱】

- 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
- 棚にある食器類や本が落ちることがある。
- 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。

6強



【震度6強】

- はわないと動くことができない。飛ばされることもある。
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。
- 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。




耐震性が高い



耐震性が低い

5強



【震度5強】

- 物につかまらなさと歩くことが難しい。
- 棚にある食器類や本で落ちるものが増える。
- 固定していない家具が倒れることがある。
- 補強されていないブロック塀が崩れることがある。

7



【震度7】

- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに増える。
- 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。
- 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。



耐震性が高い



耐震性が低い

地震が起きたら ▶▶▶ あわてず、まず身の安全を!! ▶▶▶ 緊急地震速報を見聞きしたら

<ul style="list-style-type: none"> ● 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難 ● あわてて外に飛び出さない(落下物や車が危険) ● 揺れがおさまってから、あわてず火の始末 ● あわてた行動、けがのもと 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転中は、ハザードランプを点灯し、緩やかに減速 ● 近づくな、門や塀、自動販売機やビルのそば ● 海岸でぐらっときたら高台へ
---	--

家屋の耐震化や家具の固定など、日頃から地震に備えましょう!!

消防防災年報（平成24年版）
平成26年3月

発行 石川県危機管理監室危機対策課・消防保安課
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1
TEL 076-225-1481(直通)

